

平成18年度地域・職域連携支援検討会 報告書

平成19年3月

地域・職域連携支援検討会

目 次

はじめに	1
I 地域・職域連携支援検討会の活動状況	
1 地域・職域連携支援検討会の経緯	2
2 地域・職域連携支援検討会の目的	2
3 地域・職域連携支援検討会の活動内容	2
II 地域・職域連携推進事業の現状と課題	
1 地域・職域連携推進協議会の運営について	5
2 都市部における地域・職域連携推進事業について	6
3 職域関係者との連携の活性化について	7
4 保険者協議会との連携について	7
III 今後の方向性	
1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性	8
2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割	8
IV 推進方策	
1 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営	10
2 都市部における連携事業の進め方	11
3 職域関係者との連携の活性化	12
4 保険者協議会との連携	13
V 課題と方策 (Q&A)	15
おわりに	21
資料	
1 地域・職域連携事業の取組例	25
2 地域・職域連携推進事業実施要綱	51
3 地域・職域連携支援検討会開催要綱	54

はじめに

我が国は、急速な高齢化や食生活の変化等に伴い、糖尿病や虚血性心疾患等の生活習慣病の増加が著しく、生活習慣病予防対策が喫緊の課題となっている。

このような中、医療制度改革において、予防の重視を柱の一つに位置づけ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の概念を導入し、医療保険者に特定健診・特定保健指導の実施を義務付けるとともに、運動、食生活、喫煙面での生活習慣の改善に向けた国民運動を展開する等、本格的な生活習慣病予防対策を進めることとされたところである。

地域・職域連携推進協議会は、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのための社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等の場として、平成17年度から都道府県及び2次医療圏を単位として設置され、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とした地域・職域連携推進事業を実施しているところである。

同協議会の設置・運営等に当たっては、地域・職域連携推進ガイドラインが活用されているが、より円滑な事業の推進を図るため、地域・職域連携支援検討会を開催し、平成17年度から検討会構成員が都道府県等の地域・職域連携推進協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の現地支援を行ったところである。

生活習慣病予防対策を総合的に推進するためには、都道府県が総合調整機能を発揮し、健診・保健指導や普及啓発等の具体的施策に即し、医療保険者、市町村等の具体的な役割分担を明確化するとともに、関係者間の連携を促進することが期待されている。このような都道府県が中心となって協議する場として、地域・職域連携推進協議会の活用が求められているところである。

平成20年度からの医療制度改革を踏まえた生活習慣病予防対策をより一層推進し、地域保健と職域保健が更なる連携を図っていくために、地域・職域連携推進協議会の果たすべき役割は更に重要となる。健康寿命の延伸と生活の質の向上を実現するため、より効果的に事業が展開されることに、本報告書がその一助となることを期待したい。

I 地域・職域連携支援検討会の活動状況

1 地域・職域連携支援検討会の経緯

平成17年度から、都道府県及び2次医療圏を単位とした地域・職域連携推進協議会（以下「協議会」という。）が設置され、地域保健と職域保健とが連携を図り、健康づくりのために社会資源を相互に有効活用して、保健事業を共同で実施する等、地域・職域連携推進事業（以下、「連携事業」という。）が実施されている。

協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等に当たり、平成17年度「地域・職域連携支援検討会」では、検討会構成員が都道府県等の協議会等に出向いて、現状に応じた助言等の支援（以下、「現地支援」という。）を行った。その結果を踏まえ、平成18年6月に地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂を行ったところである。平成18年度、更なる本事業の全国的な展開を進めていくことが必要であることから、「地域・職域連携支援検討会」を開催し、現地支援等を実施したところである。

本検討会は平成18年6月から平成19年3月までに合計5回開催し、現地支援は19か所で実施された。

2 地域・職域連携支援検討会の目的

「地域・職域連携支援検討会」は、平成18年度に実施される都道府県及び2次医療圏を単位とした連携事業の円滑な実施を図り、それぞれの地域特性を考慮した地域保健と職域保健の連携をより実効性のあるものとなるように支援するために開催する検討会である。

本検討会の事業内容は、次の2点である。

- (1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂に関する検討
- (2) 「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する検討会構成員による支援

3 地域・職域連携支援検討会の活動内容

(1) 地域・職域連携推進事業ガイドラインの改訂

平成17年度の都道府県への現地支援報告等を受けて、平成18年度の検討会において、ガイドラインの改訂について検討し、主に都道府県協議会及び2次医療圏協議会の役割や運営、保険者協議会との連携等について追加し、平成18年6月にガイドライン改訂版を策定した。

さらに、平成18年度の都道府県等への現地支援報告等を受けて、ガイドラインの再改訂を行った。

(2) 検討会構成員による協議会の設置及び運営に対する現地支援について

平成17年度に協議会を設置した都道府県等と平成18年度に協議会の設置を予定している都道府県等のうち、検討会構成員による現地支援が未実施の都道府県等に構成員各2名を派遣した。

構成員は、協議会もしくは協議会立ち上げのための準備会議等に参加し、円滑な連携事業の実施に向けて、表1・表2のとおり平成18年7月から平成19年3月までに合計19か所への現地支援を実施した。

そのうち、指定都市は1か所であった。また、協議会立ち上げのための準備会議への現地支援は、表2のとおり6か所であった。

構成員は、協議会の構成メンバーが主体的に取り組めるよう、それぞれの地域の実情に合わせた連携事業の円滑な推進のために、助言等の支援を行った。また、必要に応じ、電話やメール等による支援も実施した。

表1 都道府県協議会等への現地支援状況

日 程	自治体名	担当構成員	
7月25日(火)	東京都	岡山構成員	錦戸構成員
8月31日(木)	岩手県	櫻井構成員	松田構成員
9月 5日(火)	山梨県	松田構成員	—
9月13日(水)	栃木県	土肥構成員	永江構成員
9月26日(火)	千葉県	河野構成員	事務局
9月28日(木)	広島県	永江構成員	—
10月13日(金)	大阪市	岡山構成員	松田構成員
10月17日(火)	和歌山県	荒木田構成員	河野構成員
10月24日(火)	福井県	櫻井構成員	事務局
11月 6日(月)	山形県	荒木田構成員	—
11月15日(水)	新潟県	家保構成員	—
11月30日(木)	福島県	河野構成員	櫻井構成員
3月13日(火)	鳥取県	永江構成員	—

表2 協議会立ち上げのための準備会議等への現地支援状況

日 程	自治体名	担当構成員	
8月 3日(木)	福岡県	永江構成員	堀江構成員
9月15日(金)	山口県	家保構成員	河野構成員
10月 5日(木)	岐阜県	家保構成員	—
10月27日(金)	熊本県	家保構成員	河野構成員
11月22日(水)	宮城県	家保構成員	—
12月11日(月)	香川県	荒木田構成員	錦戸構成員

Ⅱ 地域・職域連携推進事業の現状と課題

現地支援を実施した結果、以下のような連携事業の現状と課題がまとめられた。

1 地域・職域連携推進協議会の運営について

(1) 協議会の設置状況

平成18年度は、医療制度改革に向けて都道府県協議会の設置が進んだ。平成19年3月31日現在、都道府県協議会は43か所、2次医療圏協議会は194か所設置された。

(2) 協議会の位置づけ

本年度の現地支援では、都道府県の健康増進計画（健康日本21地方計画）等に協議会の意義や位置づけが明記されていた。

なお、協議会は、新たな協議機関としての設置や既存の協議会を活用してその部会として位置づけられるなど、各都道府県の実情に合わせて設置されていた。

(3) 協議会の運営について

都道府県協議会では、具体的な連携方策を協議するため、ワーキンググループを設置し、各2次医療圏協議会の代表者や市町村の代表者がメンバーやオブザーバーとして加わり、具体的な協議をしているところがあった。また、地域の医師会や事業者等が協議会に参画し、連携事業への理解と協力が得られ、具体的に協力できるプランを提示すること等により協議が活発化しているところがあった。

一方で、2次医療圏協議会等とのつながりがないところもあった。

具体的な連携事業の協議を進めていくためには、協議会の構成メンバーに、それぞれの機関の代表者だけでなく、2次医療圏協議会関係者や事業者等が入ることが有効であることが分かった。

協議会の進め方については、都道府県協議会において、次年度以降の計画を明確に示したり、2次医療圏における具体的な取組を示す等、運営に工夫しているところがあった。このように今後の方向性等を明確に示しながら戦略的に運営することにより、議論が活性化されていた。

一方、協議会設置後の具体的な連携事業の企画や運営方策について悩んでいる協議会が多かった。また、評価が十分行われていなかった。

なお、都道府県協議会の事務局が、2次医療圏関係者を対象に準備会議等を開催しているところもあった。取組が進んでいる2次医療圏の活動内容について、他の2次医療圏に活動の紹介や協議をして関係者の共通認識を図ること等により、2次医療圏協議会の育成や支援が行われていた。

(4) 連携事業について

本年度は、協議会の設置が進んだが、具体的な連携事業への展開が十分進んでいないため、引きつづき取組を推進していくことが課題である。協議会においては、地域全体を見据えた事業計画を企画・立案することにより、各事業を連動させ連携事業の推進を図ることが必要である。

なお、平成17年度に検討会構成員による現地支援を実施したところにおいては、平成18年度は次のような連携事業が実施されていた。

① 健康まっりの開催

協議会が、市民を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）についての普及啓発を目的とした健康まつりを開催した。パネル及びポスターの展示、腹囲を計るテープの作成及び配布、保健師による健康相談を実施した。当日は、協議会メンバーがスタッフとして参加し、他の団体との交流もできた。

② 禁煙支援指導者養成研修会の開催

協議会が事業所における分煙に関するアンケート調査を実施し、その後事業所を対象とした禁煙支援指導者養成研修会を開催した。

③ 歯周病対策普及後援会（全国労働衛生週間説明会開催時に実施）

労働基準監督署、保健所、労働基準協会、市町村等が共同して、職場でできる健康づくり（歯周病予防の歯育・食育）についての講演会を開催した。

④ 小規模事業所における体力測定及び健康教育

保健所が小規模事業所と連携し、産業医などの産業保健スタッフが選任されていない小規模事業所に対し体力測定に専門的助言を行った。また保健所医師がメタボリックシンドロームについて講話を実施し、保健師が健康教育を実施した。

⑤ 建設業関係者への安全教育

保健所が、建設業の現場監督者を対象に、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を試みた。グループディスカッションにおいて、職場の事故事例及びヒヤリハット事例の整理を行い、自分の現場についての考察を行い、事故の起こる頻度と重傷度を検討し、さらに、各自が具体的な安全計画を策定した。今後、他の建設業者とも連携し取組を継続する予定である。

⑥ その他

事業所における生活習慣病等に関する調査の実施、労働基準協会や地域産業保健センターと連携による共同でのメンタルヘルス対策に関する研修会の開催や出前講座の実施、商工会議所・商工会の広報誌への健康情報等の掲載による普及啓発活動等の取組があった。

2 都市部における地域・職域連携推進事業について

(1) 都市部における連携事業について

都市部の都道府県協議会では、ワーキンググループ等を開催し具体的な連携事業の推進のために検討をしたり、具体的な連携事業を進めるため、まずモデル事業を実施する等の工夫をしているところがあった。

なお、職住分散により昼夜の人口移動が多い都市部においては、複数の保健所設置市があり、関係組織が多数あるため把握が困難であったり、対象が捉えにくい等の課題があった。

(2) 都道府県協議会と保健所を設置する市及び特別区（以下、「保健所設置市等」という。）との連携について

現状では、都道府県協議会と保健所設置市等との連携が十分に図れていない。地域の健康課題と方策について協議するにもかかわらず、その都道府県の人口の大部分を占める保健所設置市等と協議会との情報交換や課題の共有ができていない。

2次医療圏内に都道府県保健所と保健所設置市等が混在している場合においても、都道府県協議会事務局や2次医療圏協議会事務局が、保健所設置市等の担当者と情報

共有ができていないところが多かった。

一方、協議会等のメンバーとして、保健所設置市等の担当者が参画しているところもあるが、そのようなところにおいても連携が不十分であるという課題が挙げられた。

3 職域関係者との連携の活性化について

連携事業の開始当初は地域保健が主体である事例が多い。なお、関係者間のコミュニケーションや実務者によるワーキンググループの開催等を通して、職域における健康課題を地域保健関係者がダイレクトに感じることができるようになっていた。

協議会の職域関係者の構成メンバーや運営については、都道府県労働局や労働基準監督署、商工会議所・商工会、地域産業保健センター等の関係者が協議会及びワーキンググループのメンバーとなり、活発に運営されているところがあった。指定都市の協議会においては、事務局を労働基準監督署と社会保険事務局、指定都市担当課で担い、協働で事務局を運営しているところもあった。

しかし、職域関係者のメンバーは、労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少なかった。その理由としては、①どこに声をかけてよいか分からない、②事業者の情報が少ない、等が挙げられた。

また、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならず、協力が得られにくいという現状もみられた。

職域関係者との連携については、関係者の連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組状況に差がでているという課題があった。

4 保険者協議会との連携について

都道府県協議会と保険者協議会は、構成メンバーや事業実施の目的が若干異なるものの、特定健診・特定保健指導事業の実施において重なる所があること等から、両組織間で連携・協力し、相互に補完しあうことを目指すべきである。具体的には、データベースや教育・研修後の人材についての共有・相互利用等が想定される。

現状では、都道府県協議会や準備会議等においては、保険者協議会代表者の参画がみられたが、お互いの役割の理解が不十分であるケースが多かった。協議会は、生活習慣病予防対策だけでなく、国民の心の健康問題等地域・職域の連携を強化すべき課題に対して、事業を計画、実施するとともに、ネットワークを拡大し、ポピュレーションアプローチを推進することにより、地域全体の健康づくりも考える場であることを明確にして、連携を図る必要がある。

Ⅲ 今後の方向性

1 地域・職域連携推進協議会の目指すべき方向性

協議会の目指すべき方向性は、職域を含めたその地域全体の健康に関するデータから当該地域の健康課題を分析し、その課題を改善するため、地域保健・職域保健が協同して生涯を通じた健康づくりを継続的に支援するための効果的な保健事業の供給・活用体制を構築することである。すなわち、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るために、ヘルスプロモーションの視点に立って自治体、事業者及び医療保険者等の関係者が相互に情報交換を行い、保健事業に関する共通理解のもと、それぞれが有する保健医療資源を相互活用、又は保健事業の共同実施により連携体制を構築することである。

また、国民の健康づくりを支援するためには、生活習慣病予防対策のみでなく、メンタルヘルス、自殺予防等、幅広い健康問題について個人及び家族を捉えた対応を行い、地域全体の環境を整備していくことが望まれる。

そのため、都道府県協議会においては、都道府県における健康課題を明確化し、地域全体の目標、実施方針、連携推進方策を協議すること等により、関係者による連携事業の計画・実施・評価の推進的役割を担うことが求められる。

特に、平成20年度以降は、地域・職域関係者が一同に会する都道府県協議会と特定健診・特定保健指導に関する情報を有する保険者協議会は、それぞれの役割機能を踏まえ、連携を密にすることにより、地域全体の健康問題を捉え、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチとを融合し、生活習慣病予防対策を推進していくことが求められる。

また、2次医療圏協議会においては、関係機関と連携し、健診結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等を行い、2次医療圏固有の健康課題を特定し、その解決に必要な連携事業の計画・実施・評価等を積極的に行うとともに、都道府県協議会と情報共有することが求められる。

2 地域・職域連携推進協議会の主な具体的役割

(1) 都道府県協議会の主な具体的役割

都道府県協議会においては、地域の実情にあわせて次のような具体的役割の中から、優先的に取り組むことを明確にする等、戦略的に事業を進めていくことが期待される。

- 各関係者（医療保険者、市町村衛生部門、事業者、関連団体等）の実施している保健事業等の情報交換、分析及び第三者評価
- 都道府県における健康課題の明確化
- 都道府県健康増進計画や特定健康診査等実施計画等に位置づける目標の策定、評価、連携推進方策等の協議
- 各関係者が行う各種事業の連携促進の協議及び共同実施
 - ・ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチの連携方策
 - ・生活習慣病予防対策と介護予防施策、メンタルヘルス、自殺予防、性差に着目した対策等、他の施策との連携方策
 - ・科学的根拠に基づく健康情報の発信に関する連携方策
 - ・研修会の共同実施、各種施設等の共同利用
- 事業者等の協力の下、特定健診・特定保健指導等の総合的推進方策の検討
 - ・特定健診・特定保健指導等の従事者などの育成方策

- ・ 特定健診・特定保健指導等のアウトソーシング先となる事業者等の育成方策
- ・ 被扶養者に対する施策に関する情報交換、推進方策
- 協議会の取組の広報、啓発

(2) 2次医療圏協議会の主な具体的役割

- 2次医療圏固有の健康課題の明確化
- 共通認識として明確化された健康課題に対して、各構成機関・団体として担える役割の確認と推進
- 健診の実施状況及び結果等の健康に関する情報の収集、健康意識調査等によるニーズ把握等の実施
- 健康づくりに関する社会資源（市町村の保健事業、地域産業保健センター、運動施設や公園、学校、ヘルシーメニュー協力飲食店、産業界の取り組み、マンパワーなど）の情報交換、有効活用、連携、調整
- 健康に影響を及ぼす地域の環境要因（保健行動や青少年の健全な育成を阻害する施設・設備、地域に特有な気象条件・交通条件、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく化学物質排出移動量届出制度により得られるデータ等）に関する情報交換、方策の協議、調整
- 具体的な事業の企画・実施・評価等の推進及び事業に関する広報
 - ・ 地域・職域の共通課題やニーズを把握するための調査事業（実態調査、意識調査等）
 - ・ フォーラム、健康情報マップ作成、ポスター作成等の企画
 - ・ 健康教育、健康相談等の共同実施
 - ・ 研修会、事例検討会の開催
- 圏域の市町村、事業者への支援
- 協議会の取組の広報、啓発

IV 推進方策

1. 都道府県協議会と2次医療圏協議会の運営

都道府県協議会と2次医療圏協議会とは、目的や機能が異なっており、情報共有すること等により、関係者及び参加者の目的意識を共有することが必要である。

(1) 協議会の戦略的運営

協議会を円滑に進めるため、事務局が連携事業の成功事例を協議会の初期段階に提示することにより、構成員の具体的な連携事業に関する理解が深まるだけでなく、協議会の方向性を理解することができる。

協議会の運営を行う際には、まず、連携していくためにどういう役割がそれぞれの構成団体が担えるのかについて検討を行い、それに応じて連携事業を企画することが大切である。

(2) 構成メンバーの連携強化

協議会の議題や資料を準備するワーキンググループの中で協議会メンバー同士の連携を図ることが重要である。協議会への関係者の積極的な参加は、連携事業の企画・立案・評価に必要であり、協議会の運営の中で関係者間の連携事業に対する認識の温度差を解消することが必要である。温度差の解消方法としては、参加者にとって連携事業によるメリットを示すことが挙げられる。

例えば、2次医療圏の代表者等が2次医療圏における具体的な連携事業を提示する等により、関係者それぞれの立場での連携のメリットが具体的に示されるため、関係者の関心を高めることができると考えられる。

また、事務局は協議会の開催前後には座長やキーパーソンとの十分な打ち合わせを行い、協議会を効果的、継続的に運営する工夫も大切である。

なお、成功事例の共通項として、都道府県協議会、2次医療圏協議会ともに、事務局が地域・職域連携の重要性を認識し、積極的に且つ忍耐強く活動していることがあげられる。事務局の熱意と積極性は大きな推進力になると考えられる。

(3) 予算の確保・運用の工夫

連携事業を推進していくためには、予算を確保することが非常に重要である。協議会においては、他事業との連携活用による運用、構成団体として予算化を図る等の工夫を行い、継続的な協議会の開催や連携事業を実施することが必要である。

なお、地域保健と職域保健との協議により予算を分担したり、共通する健康課題について共同で予算を確保したり、関係機関の既存の事業の中で行う等の工夫をしている事例もあった。

具体的には、会場や講師を無償で依頼できるように調整をしたり、労働基準協会が開催する会議等の場を活用し研修会を開催したり、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の事業を活用し、関係機関と都道府県保健所との共催による市民を対象とした健康フォーラムの開催等がみられた。

(4) 情報提供・広報の推進

協議会の運営に関する情報や連携事業の実施・評価等の情報は、都道府県及び2次医療圏で広報・啓発していくことが必要である。

地域の健康課題や健康増進に関する協議会における取組状況等が関係者に周知されることによって、連携事業への関係者の理解が深まり、協力体制も推進される。

そのため、関係者に必要な情報が共有できるような環境を整備する必要がある。例えば、インターネットのホームページを開設することにより、情報発信することが考えられる。なお、ホームページのコンテンツは、関係者用、利用者用に分けて構築し、関係者用ホームページでは、都道府県レベルの協議会で取り扱われた議事や県内の具体的連携事業等について、また、利用者用ホームページには具体的事業等について情報提供されることが有用である。

また、都道府県が事務局としてまとめた報告書を、関係機関、団体に配布したり、商工会議所・商工会に地域・職域の取組状況等を情報提供し、関係機関に情報提供してもらったり、広報誌や機関紙に掲載してもらうことも必要である。

(5) 事業の計画段階からの評価計画の策定及び十分な評価の実施

協議会の運営や連携事業の実施においては、評価を十分に行うことが重要である。事業の計画段階から評価計画を策定することや、評価に基づき更なる事業の企画、立案を行っていくことが望ましい。

2. 都市部における連携事業の進め方

(1) 職住分散地域での連携事業

現状では、東京都や大阪府のように周辺他県からの人口流入等、住民の移動が都道府県を越えて発生している。職住分散地域に対しては、住居地や勤務地といった情報にとらわれず、広くポピュレーションアプローチの観点から、地域保健と職域保健とが連携し、効果的な事業を展開することが効果的である。

都市部の事業所においては、労働者の所属する地域は異なることが多いが、事業所の所在地の地域保健側と協力することで、労働者が連携事業を共有できる環境を整備することが望まれる。労働者が地域保健事業の中から適切な保健サービスを活用していくことができるよう、地域保健関係者が、職域関係者に対し地域保健で企画される連携事業について情報提供する等積極的に働きかけていくことが有効である。

一方で、職域での取組にも地域住民が参加できるよう、地域保健関係者と職域関係者とが連携を図っていくことも期待される。

(2) 成功事例の確保と組織体制づくりの推進

都市部において、協議会を効果的に運営するためには、関係者に広く参加を呼びかける、住民や労働者というサービスを受ける側を構成員とする、関係する組織を通して参加の徹底を図る等の方策を進めていくことが必要である。また、具体的な連携事業における成功事例を参考に進めていくことや、組織づくりを中心に進めていくことが大切である。

成功事例の確保と組織体制づくりの留意点を、以下に示した。

① 成功事例の確保

協議会を効果的に推進していくためには、具体的にモデル事業等を実施することや、先進的な取組等から得られた成功事例を確保することが有効である。成功事例を通して、構成員の理解が進むとともに、事業を他の事業に展開する際に具体的な手順や関係者の役割を明確化することができる。

② 組織体制づくりの推進

協議会には、多くの関連する団体から参加を得ることが望ましい。

特に職域関係者に対しては、健康保険組合連合会等を介して、地域の関連する医療

保険者に連絡通知することや、各種の事業者団体を通して事業者の関係者にモデル事業等への積極的な参加を呼びかける等の方法が考えられる。

連携事業に関する情報伝達が同一の都道府県内においても偏っている場合がある。都市部における連携事業を効果的に推進していくには、情報の共有していける組織体制づくりを進めることが重要である。

(3) 保健所設置市等との連携

都道府県協議会においては、保健所設置市等に積極的に情報提供を行うとともに、事務局担当者との定期的な情報交換の機会を持つ等、連携を図っていく必要がある。また、関係者には、協議会へオブザーバー等として出席してもらう等工夫をしていく必要がある。

保健所設置市等では、独立して保健所機能を持つことから、連携事業を推進する第一線としての機能が期待される。そのため、都道府県からの情報提供が適切にされる必要がある。特に、保健所設置市等における情報の格差が認められることが多く、関係者が十分な情報収集を行うことも重要である。

特に、地域・職域連携推進事業実施要綱上、協議会は都道府県及び2次医療圏ごとに設置することとなっているため、都道府県及び都道府県保健所が連携事業を実施する際には、中核市及び特別区（以下、「中核市等」という。）と、相互に情報交換を行い、連携を図っていくことが期待される。

3. 職域関係者との連携の活性化

地域保健主体で構築された連携事業が、職域保健の中で積極的に活用されていくためには、事業者の理解を得るとともに、職域関係者が連携事業を活用しやすい次のような環境を整える必要がある。

(1) 労働関係部局の理解

労働関係部局の理解には、地域差が見られる。さらに、地域保健側から積極的に職域保健側へ働きかけ、連携事業の一般的な説明に加え、具体的な連携事業の成功事例等について具体的に説明し、連携事業に対する理解を得ることが必要である。

(2) 事業者・産業保健スタッフの理解

事業者や産業保健スタッフの理解が得られることにより、職域保健との連携事業は促進される。協議会は、連携事業における具体的な成功事例等を事業者や産業保健スタッフに提示する等の働きかけを積極的に行っていくことが求められる。

(3) 都道府県産業保健推進センターとの連携

都道府県産業保健推進センターは、産業保健スタッフ及び労務・厚生などの事業所担当者等を対象に、産業保健に関する専門的研修、相談、情報提供等を行っている。都道府県産業保健推進センターを活用し、連携事業に関する情報提供や広報を行うことで、職域関係者への連携事業に関する理解を促進することができる。また、都道府県産業保健推進センターと協議会の連携により研修の共同開催等を行うことで、研修内容の充実や対象者の拡大が期待される。

(4) 地域産業保健センターと保健所との共同事業

職域保健側の参加を求める手段として、地域産業保健センターと保健所との連携が効果的である。国から郡市区医師会に委託されている地域産業保健センターでは、地域の中小事業所の労働者の健康管理等を支援しており、保健所との協力関係により地域のニーズにあった連携事業を企画立案できることが期待される。

(5) 商工会議所・商工会等の協力

中小事業所の事業者の理解を得る手段として、商工会議所・商工会や労働基準協会・安全衛生協会等の事業者側の協力を得て、事業者の協力の下に連携事業を推進していくことも必要である。

(5) 担当者との連絡調整

年度初めには、連携の必要性と協力依頼を、県協議会事務局の立場で主要関係団体に説明を行うことが大切である。

4. 保険者協議会との連携

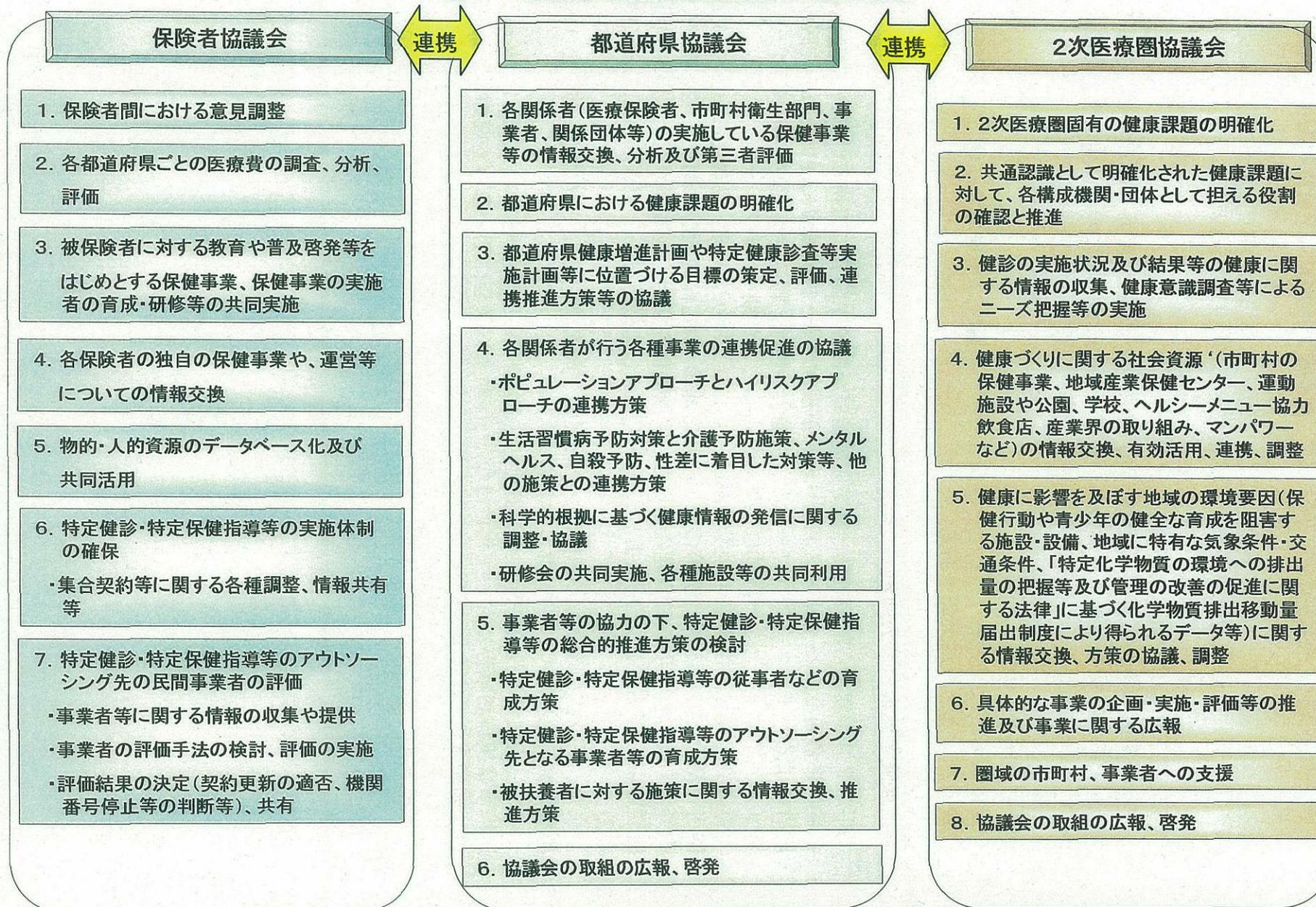
平成20年度から特定健診・特定保健指導が医療保険者に義務づけられ、内臓脂肪症候群に着目したハイリスクアプローチが被保険者・被扶養者に提供される。医療保険者によるハイリスクアプローチと、協議会が地域・職域全体で取り組むポピュレーションアプローチとを一体的に提供していくことが期待される。

協議会と保険者協議会の主な役割は、図1のとおりである。協議会においては、保険者協議会における医療費等の分析や特定健診・特定保健指導に関する実施体制や結果等から得られた現状や課題について、情報提供を受け、地域全体として取り組む健康課題を明らかにし、それによりテーマを設定し連携事業をすすめていくことが望まれる。

また、保険者協議会との連携にあたっては、事務局を担っている国保連合会と連絡調整を密にしていくことも重要である。

なお、協議会の役割や保険者協議会等の関連機関との連携については、地域・職域連携事業実施要綱等においてだけではなく、保険者協議会に関する実施要綱等においても、明記されることが望ましい。

図1：協議会と保険者協議会の主な役割



V 課題と方策 (Q&A)

本年度の協議会等への支援事業を通じた検討を踏まえ、連携事業における課題とそれに対する方策について、以下に整理した。

Q1 関係者との連携を図り、連携事業を推進していくためには、事務局の具体的な運営において、どのような点に気をつけたり、工夫をすれば良いでしょうか。

A1

まずは、事務局として、地域保健の現状と職域保健の現状及びその連携の現状と課題を可能な範囲で情報収集し把握することや、圏内に連携をして効果をあげている事例があるか探し、その人々から学び協力を得る姿勢を持つことが大切です。また、キーパーソンになる人を見つけ積極的に相談し協働すると良いでしょう。

担当者は、本事業の意義を認識し、地域の現状に合わせて、どのように連携事業を推進していくか等の今後の方向性をしっかりと持ち、チームワークを大切にしながら、前向きに取り組んでいくことが重要です。

① 都道府県協議会の戦略的運営

単に会議を開催するのではなく、地域の現状に合わせて例えば、向こう3年間のスケジュールを示し方向性を提示したり、今後、本事業を2次医療圏に広げていくことを視野にいれ2次医療圏関係者をオブザーバーとして参画してもらう等により、今後の方向性やねらいをもって運営することが重要です。

協議会開催前には、キーパーソンと会のねらいや運営方法、タイムスケジュール、資料内容等事前の打ち合わせを十分に行い、協議会が行われた後に必ずキーパーソンと会の運営に関するカンファレンス(反省会)を持ち、その後の会議運営に活かすことも大切です。

② 都道府県協議会を円滑に進めるための工夫

2次医療圏での具体的な取組をプレゼンテーションし、その必要性を最初にしっかりと構成メンバーに理解してもらうことが重要です。

③ 関係者の温度差の解消

担当者会議、準備会議等を設けることによって、都道府県関係者、2次医療圏関係者に対し本事業の考え方を明確に示し、共通認識するための討議の場を持つことも有効でしょう。

その際、事務局が一方向的に説明し答えるのではなく、関係者が互いを知るための討議の場を持ったり、先進的な活動を実施している2次医療圏の具体的な事業を担当者会議や準備会等で紹介していくことにより、都道府県協議会関係者の本事業の理解が深まるだけでなく、他の2次医療圏での取組の活性化につながります。

④ 関係者への働きかけ

2次医療圏保健所長の本事業に対する理解とリーダーシップの発揮が重要である。保健所長に積極的に本事業の活動状況等を働きかけ、緊密に連携をとって協議会の運営を行うことが大切です。

Q2 具体的にどのような協議をし、どのように進めていけばよいのですか。

A2

① 具体的な協議内容について

具体的な協議内容は協議会のこれまでの開催状況等により異なります。例えば、新しく立ち上げた協議会の場合、事務局が事前に参加各機関の活動状況や健康情報・課

題等の資料提供を依頼し、協議会資料としてまとめ、協議することは、参加者の共通認識や今後の協働事業を考える際の重要なステップとなります。

また、地域の資源調査及び各機関調査等を実施することは、今後の共通事業の展開を図っていくために必要です。そのため、例えば、第1回協議会では、調査に関する説明・了承を得、資源調査等の実施に向けてワーキンググループ会議を開催したい旨の説明・了承を得ます。その後、ワーキンググループ会議で調査内容の確認と修正を実施します。調査の実施者名は協議会名と事務局名の連名で行なう等、戦略的に進めていくことが望まれます。

②事業のすすめ方について

新たに事業を企画するだけでなく、既存の事業について協議会を活用していく視点も重要です。協議会は自由度が高く、ネットワークを拡大していくことができます。したがって、現在展開している事業と協議会をリンクさせ、協議会のネットワークを活用していくことが必要です。

なお、事業を推進していくためには、予算を確保することも大切です。他の事業との連携活用による運用や構成団体と連携し予算化する等々の工夫を図ることにより、継続的に協議会を運用することができます。

また、協議会の必要性を構成メンバーに認識された場合は謝金を無償としたり、費用弁償は各構成団体から支給、会場は無料の会場を使用、連携事業の研修講師は構成員が担う、媒体材料は企画を検討し印刷はダウンロードする等の工夫をして運営をしている事例もあります。

Q3 どのような機関・団体のどの職位の方にメンバーに入ってもらおうと本事業が円滑に進むでしょうか。

A3

都道府県協議会は、2次医療圏協議会における連携事業が効果的に推進されるよう調整支援する役割があります。この趣旨から、担当者レベルより課長・事務局長・専務理事等その構成団体の上位職にある方にメンバーに入ってもらおうと、組織として連携推進・調整がより可能となります。この場合、都道府県協議会として連携事業を具体化していくために、構成団体の所属から選出してもらった担当者レベルのワーキンググループ会議の設置が必要と考えます。

2次医療圏協議会は、具体的な連携事業を行うことにより地域・職域の連携推進を図ることを目的としていますので、担当者レベルのメンバーに入ってもらおうと効果的と考えます。この場合、圏域の構成団体・組織としての協力体制が重要となりますので、協議会開催後には、速やかに議事報告等を構成団体の長あてに送付する等の配慮が必要です。

Q4 都道府県協議会と2次医療圏協議会との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A4

都道府県協議会では関連する団体や組織を網羅し、種々の意見をまとめて活動の方向性を定める役割が期待されています。一方、2次医療圏協議会は具体的な活動計画を策定し、情報交換や保健事業の共同実施を目指すものです。各2次医療圏協議会では多くの課題が抽出されると想定されますが、都道府県単位でできるだけ共通する課

題に取り組めるよう、都道府県協議会が課題整理を行っておくことが望まれます。

都道府県協議会の動きを正確に伝達するため、2次医療圏協議会の事務局及び責任者がオブザーバー等で参加するよう配慮することも重要です。また、都道府県協議会の場で2次医療圏の活動経過を報告、討議して都道府県協議会及び他の2次医療圏協議会がノウハウを獲得する機会を得られる運営が望ましいでしょう。連携を更に進めるには2次医療圏協議会での計画→実施→評価→対応、(PDCA)のサイクルが円滑に行えるよう双方の協議会の開催のタイミングを調整する必要があります。

特に、都道府県協議会は都道府県の重点方針や保険者協議会の活動方針等、予算獲得に結びつく情報を速やかに2次医療圏協議会関係者に伝達し、各2次医療圏協議会が具体的な事業計画を策定しやすいようにすべきでしょう。2次医療圏協議会では地域固有の課題と共通の課題を整理し都道府県全体での取組が推進できるよう事業計画の策定を行うべきでしょう。

Q5 都市部において本事業を進めていく際のポイントは何か。

A5

都市部では対象とする人口が多く、居住地と職場が離れているため地域と職域が一致していない場合が多い等の指摘があります。

特定健診・保健指導等については医療保険者が担うこととなりますが、ポピュレーションアプローチの観点からは個人を対象とした保健事業ではなく、生活習慣病等を予防しやすい環境整備や健康づくりの啓発活動が求められます。このような保健活動では居住地にとらわれず、地域全体の住民や関係者を対象に事業を進めていくという考え方に立つことが重要です。そのような活動を通じて、労働者の健康意識が高まり、自分の居住地における保健サービスの活用につながることを期待されます。

また、家族ぐるみで対象をとらえ、職場は離れていても地域の保健活動に参画してもらい、地域社会全体で保健活動を進めていくという展開も可能です。これは退職後の地域へのスムーズな移行にも役立ちます。

このような双方向の流れにより、ポピュレーションアプローチを推進していくとよいでしょう。

具体的には、まず中小事業所が密集している地域等をモデル地域として連携事業を立ち上げ、具体的な成功事例を確保するとよいでしょう。その成果をもとに2次医療圏内での波及、さらには都道府県協議会において事例報告をおこなう等により全県へ波及させていくことが効果的です。

Q6 都道府県協議会と指定都市との望ましい関係を築くにはどのようにすればよいですか。

A6

都道府県と指定都市とでは、それぞれに異なる行政組織が事務局となって連携協議会を設置しています。実際には、医療圏が隣接している場合、あるいは、通勤や買い物等で住民や労働者の交流が盛んな場合があり、健康づくりの推進のためには、相互の保健情報や保健事業の連携に努めることが重要です。しかし、都道府県と指定都市の行政組織は、いずれか一方が指導的な立場として連携することは基本的に困難であり、十分な情報共有や意見交換が行われていない事例が多いのが現状です。そこで、双方の事務局が定期的な情報交換の機会をもったり、いずれかが連携協議会を開催する際には、他方にその情報を提供して、オブザーバーとして参加してもらうことや取

組内容を紹介してもらうことを依頼することが望ましいといえましょう。また、保健指標等についての調査を行う場合には、共同で、又は役割を分担して、相互に協力して実施し、得られた結果については共同利用できるような体制を整備しておくことが望まれます。

指定都市は、都道府県と比べた場合に、圏域に都市部が多いことに加えて自治体としてのまとまりがあり、一旦、活動が始まると、市全体での推進が図られやすい場合が多いと考えられます。そのような中から先進的な取組事例について紹介されることは、都道府県における協議会や他の2次医療圏の協議会において、水平展開していくために参考になることが多いと考えられます。

Q7 協議会と中核市等との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A7

① 2次医療圏全体のビジョン策定と共有化

都道府県には、地域・職域連携を含めた幅広い地域保健活動のビジョンを明らかにした2次医療圏毎の保健医療計画を策定することが望ましいとされており（平成2年健政計第46号・厚生省健康政策局計画課長通知）、その計画は当該2次医療圏内のその他保健所設置市等の計画・ビジョンと乖離したものであってはいけません。

そのため、都道府県側と中核市等とが現状の分析と認識、課題解決のための活動方針及び企画立案等を共に協議するような場が恒常的に設置されることが望まれます。地域・職域連携についても、その場で現状についての認識を共有化することが第一歩です。

② 県協議会、2次医療圏協議会やワーキンググループ等への中核市等の参加

地域・職域連携推進事業実施要綱上は、2次医療圏ごとに協議会を設置することとなっており、地域・職域関係者と同様に、協議会や同協議会ワーキンググループの委員として参加し、情報の不均衡や認識の不一致を避けることが大切です。また、当該都道府県内の地域・職域連携に関する認識を深めるため、都道府県協議会にも委員として参加することも一方策でしょう。

Q8 職域関係者との連携において、労働局や労働基準監督署だけでなく事業者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A8

地域保健担当者が事業者との連携を進めるためには、地域の主な事業者団体とのパイプづくりがその第1歩と考えます。主な事業者団体としては、都道府県単位に設置されている労働基準協会・安全衛生協会や一定地域内の商工業者が組織している商工会議所・商工会等が考えられますが、これらの団体の事務局と定期的な連絡の機会をつくり、情報交換をすることからはじめるのが有用といえましょう。

また、これらの事業者団体は会員事業所の衛生水準の向上のための研修会や講習会を行っていますので、職域で関心が高まっているメタボリックシンドローム、メンタルヘルス、自殺予防等をテーマとした共同研修会を開催することも連携を進めるうえで役立つといえましょう。

なお、先進的取組事例からの学びですが、2次医療圏協議会では事業者代表に会長の任を担ってもらうとともに、地域との連携の必要性を十分に認識してもらうことも、

事業者とうまく連携できる一方策と考えます。

Q 9 都道府県協議会において、職域関係者との連携を進めていくためのポイントは何ですか。

A 9

事務局は、2次医療圏協議会において職域を含めた連携の成功事例を明示し、具体的に何をすべきかの例を示すことも重要でしょう。この中で、職域関係者と地域保健関係者が、職域保健における課題を共有することで、効果的な連携の視点が生まれてくると考えます。

また、事務局は職域関係者との情報交換を日常的に行えるシステムを構築することも有用でしょう。

Q 10 2次医療圏協議会において、職域関係者との連携を進めていくためのポイントは何か。

A 10

2次医療圏協議会では、共通認識として明確化された健康課題に対し、各構成機関・団体として担える役割を確認し、連携事業を推進していくことが具体的役割としてあります。2次医療圏協議会の運営においては、保健所がリーダーシップをとって連携事業を進めていることが多いのですが、このような地域・職域連携に関する情報が、職域保健側の事業者の産業保健スタッフや健保組合、公的・民間の関連機関等に充分浸透していないことが課題の1つようです。まずは、都道府県産業保健推進センター等の公的支援機関や、各種の関連学会・団体等を通じて、これらの情報を提供していくことが大切と思われまます。

2次医療圏協議会の運営の工夫として、地域保健及び職域保健の現場担当者（各々の保健師、医師等）がメンバーに入ることにより、実際に働き盛り世代の健康支援に関わっている立場から、より具体的な情報や課題の共有ができ、どのような連携が必要なのかという計画づくりも円滑に進むと考えられます。特に、地域保健と職域保健の両方で勤務経験のある保健師や医師等がいる場合には、それぞれの事情に詳しい利点を生かして、調整役・中心メンバーとして活躍してもらおうと良いでしょう。

ワーキンググループ等を作って、機動的にプロジェクトを進めていくことで、メンバー間の理解も深まり、協働事業が発展する可能性があると思います。

また、商工会議所・商工会は、事業者に対する影響力が大きいので、メンバーに入ってもらい、協力を得るとよいでしょう。事業者組合や労働組合、あるいは事業者や労働者自身がメンバーに入れば、さらに良いと思われまます。

できるだけ職域保健の当事者の方々が参画できるように調整し、具体的な情報交換・課題の共有を心がけていくことによって、それに基づいた実質的な連携事業の実現ならびに成果に向けての第一歩になると思われまます。

Q 11 都道府県協議会と保険者協議会との連携を進めるためのポイントは何か。

A 11

両協議会の役割を充分理解した上での連携は、データベースや施設・人材等の相互利用が可能となること及び重複している参画メンバーの効率化が図れること等メリ

ットが大きいです。

両協議会の連携を積極的に行うポイントとして、第一に、保険者協議会のキーパーソンと協議会事務局が、連絡調整を密にして、都道府県協議会の場で連携して取り組める内容・事業の提案等を求めていくことが重要です。両協議会の意識・意思統一を図る場を設定し、都道府県健康増進計画に基づき、連携のメリットに関する認識を明確に把握することです。

第二に、都道府県や医療保険者ごとの健康課題を特定し、ニーズや目標・連携に伴い期待できる価値や行動を出し合い、共通実施項目案を示すことです。両協議会の連携を密にし、保険者協議会で得られた成果と課題を協議会において情報提供していただき、都道府県の健康課題の明確化にフィードバックしてもらうことによって、課題に即した地域全体での事業展開ができるでしょう。また、保険者協議会で挙げられた課題に対し、都道府県協議会及び2次医療圏と共同で事業を実施する等、具体的に方策を進めていくことができるでしょう。

おわりに

平成18年度においては、全国的に協議会の設置が進み、現地支援により、協議会が抱える問題点や課題についてより深く理解することができた。今後は、協議会において地域保健・職域関係者の共通認識を図り、円滑な運営の下、連携のメリットを活かした具体的な事業が一層推進されることが期待される。

また、都市部における連携事業における都道府県と保健所設置市等との連携については、多くの課題が残されているが、十分な情報共有や意見交換が必要であり、また先進的な事例に学ぶことが必要である。

特に、平成20年度より、医療制度改革に基づき医療保険者による特定健診・特定保健指導が義務化されることを受けて、生涯を通じた継続的な健康管理の支援を担う地域・職域連携推進協議会の役割はますます大きくなる。協議会と保険者協議会との連携を密にしながら、今後とも、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを融合し地域全体の健康づくりを推進していくことが期待される。

資料

1. 地域・職域連携事業の取組例

平成17年度、平成18年度に地域・職域連携支援検討会構成員による支援を実施した協議会等における取組の一部について掲載するものである。

- (1) 岐阜県岐阜圏域
- (2) 愛知県知多半島圏域
- (3) 島根県及び浜田圏域
- (4) 山口県防府健康福祉センター
- (5) 高知県安芸地区
- (6) 仙台市

(1) 岐阜県岐阜圏域

岐阜保健所における地域・職域等連携推進事業のあゆみ

平成14年度～16年度

<目的>：ヘルスプランぎふ21を推進するため、

- ・岐阜地域の健康課題を中心に、効果的・効率的な活動を普及啓発する。
- ・地域の保健医療資源の有効活用を図り、地域全体の自主的な健康づくり活動を支援する。

	調査等	事業
平成14年度	・50人以上の事業所の健康づくり事業現状調査	・「健康づくり事業推進」シンポジウムの開催
平成15年度	・事業所における健康づくり事業の実態調査と支援希望調査(50人以上) ・「ヘルスプランぎふ21」協力団体の健康づくり事業における支援可能調査 ・特色ある健康づくり実施事業所の資料作成調査 ・健康増進施設調査 ・地域(事業所)における分煙推進状況調査 ・室内の粉塵量測定	・支援希望事業所に対する講師派遣事業 ・健康増進施設マップ作成 ・ヘルスプランぎふ21圏域推進会議にて報告
平成16年度	・小規模事業所における健康づくり事業の実態調査と支援希望調査(50人以下)	・支援希望事業所に対する講師派遣事業 ・健康づくりに関する関係機関・団体の役割確認(圏域推進会議の中での確認) ・各務原市市民の健康意識調査及び健診受診促進支援 ・ヘルスプランぎふ21圏域推進会議にて報告

<課題>

- 職域保健
- ・従業員数が少ない事業所は受診率が低く、市町の基本健診を利用していることがある
 - ・有所見者への事後指導が消極的であったり、事後指導結果が把握されていない。
 - ・保健指導、教育等の出前講座の利用を呼びかけても応募が少ない。
 - ・健診、事後指導、健康教育を各保険別の機関・団体が重複して実施
 - ・従業員へのメンタルの対応方法についての指導を希望している
- 地域保健
- ・事業所を退職すると地域の健診を受ける人が少ない。
 - ・主婦層の健診率が低い(受診機会の少なさと健康と感じている)
 - ・運動を習慣的に行っているのは中高年女性が多く、若い人や男性に少ない。

平成17年度

健康づくり推進検討会を立ち上げ、連携課題を抽出

- ① 職域から地域へ：退職者の継続的な健康管理指導
- ② 地域から職域へ：労働者の被扶養者(主に主婦層)の健康診断の受診促進
- ③ 地域と職域の共通課題：若年からの生活習慣病の予防対策

課題に対応する事業の具体化

- ① 退職者向け健康診断促進パンフレットの作成(岐阜保健所のホームページ)
- ② 事業所従業員(特に若年層)の健康管理システムの検討(実施断念)

平成18年度

<地域・職域連携事業の位置づけの再確認>

- ・岐阜保健所の場合の地域・職域保健連携推進部会として「ヘルスプランぎふ21圏域推進会議」の専門部会として位置づける。
- ・医療制度改革により、健診・事後指導が保険者に義務づけられることより、今後はたばこ対策・メンタル保健等ポピュレーションアプローチ部分での事業を推進することを目指している。

(2) 愛知県知多半島圏域

平成 18 年度 知多半島 2 次医療圏地域・職域連携推進事業

目的：地域保健と職域保健が連携し、効果的な保健事業を労働者に提供するとを目的にこの事業に取り組む。

(半田保健所・美浜支所 知多保健所)

◎は事業企画機関

事業名	飲食店夏期講習会 (受動喫煙防止) (外食栄養成分標示)	飲食店夏期講習会 (受動喫煙防止) (外食栄養成分標示)	税務署職員研修会	知多漁業協同組合婦人部 研修会	歯周病対策普及講演会 (全国労働衛生週間説明 会)
月 日	平成 18 年 6 月 2 日～ 平成 18 年 7 月 6 日	平成 18 年 5 月 30 日 ～6 月 15 日	平成 18 年 6 月 21 日 平成 18 年 6 月 27 日	平成 18 年 7 月 11 日 (火)	平成 18 年 9 月 5 日 (火)
開 催 場 所	半田保健所管内地域公 民館 12 箇所	半田保健所美浜支所管内 各地区公民館等 8 箇所	半田税務署	愛知県漁連海苔流通センタ ー	住吉福祉文化会館 2 階
内 容	・食品衛生について ・たばこの害について ・生活習慣病予防につい て ・食育について ・外食栄養成分表示につ いて	・食品衛生指導 ・効果的な手洗い ・メタボリックシンドロ ーム ・受動喫煙防止認定施設 ・外食栄養成分表示	・たばこの害について ・生活習慣病予防について ・食育について ・外食栄養成分表示につ いて	・たばこの害について ・生活習慣病予防について ・食育について ・外食栄養成分表示につ いて	1 歯周病予防の歯育・食育 について～職場でできる 健康づくりについて 2 労働者の衛生環境の管 理、整備について
評 価	・実施回数 12 回 ・受講者 食品衛生責任者 1, 274 名	・支所管内 8 地区 8 回 ・受講者 食品衛生責任者 771 人	・実施回数 2 回 ・受講者 税務署職員 100 名	・実施回数 1 回 ・受講者 知多漁業協同組合の婦人 部 50 名	1 参加者 ・企業関係 151 名、 ・行政関係 11 名 2 過重労働、健康管理等職 場環境についての順守事 項を確認した。
関係 機関	◎半田保健所 ・食品衛生協会	◎半田保健所美浜支所 ・食品衛生協会	◎半田税務署 ・半田保健所	◎知多地区漁協女性部連絡 協議会 ・愛知県漁連海苔流通セン ター ・半田保健所	◎半田労働基準監督署 ・半田保健所 ・半田労働基準協会
課題及 び効果	飲食店関係者の方々に たばこの害並びに生活 習慣病予防大切さ・食育 について情報提供がで き、外食栄養成分表示の 必要性についての確認 ができた。	毎年実施される夏期講習 会において、受動喫煙防止 や栄養成分表示について の啓発を続けている。 (衛生課職員が飲食店指 導時、受動喫煙防止実施施 設認定について数件勧奨 するなど協力があつた。)	税務署職員にたばこの害 並びに生活習慣病予防大 切さ・食育、外食栄養成分 表示について情報提供が できた。	知多地区漁協女性部の役員 の皆さんにたばこの害並び に生活習慣病予防大切さ・ 食育、外食栄養成分表示に ついて情報提供ができた。	1 労働者の健康診査を実 施し、保健衛生・環境を 管理、整備充実すること は、経営者が果たす役割 である。 2 健康づくりを職場・家 庭で展開する必要性を食 育を通じて伝えることが 出来た。
連携シ ステム	講習会 役割 ①半田保健所から食品 衛生協会の実施して いる飲食店夏期講習 会において、たばこの 害並びに生活習慣病 予防大切さ・食育、外 食栄養成分表示の必 要性についての健康 教育実施に向けて依 頼 ②食品衛生協会は、会 員向けに周知及び会 場準備	講習会 役割 ①半田保健所美浜支所 から食品衛生協会の実 施している飲食店夏 期講習会にて、受動喫 煙防止と外食栄養成分 表示について健康教 育実施に向けて依 頼 ②食品衛生協会は、会 員向けに周知及び会 場準備等	研修会 半田税務署から生活 習慣病予防についての講 義依頼があつた。 役割 ①半田保健所は、半田 税務署からの講義依 頼を受け、依頼内容 の趣旨を確認し、講 義内容を決定、チ ラシ等の資料を 作成して講義を 実施。 ②半田税務署 職員に周知及び 会場の提供	研修会 知多地区漁協女性部 連絡協議会から生 活習慣病予防につ いての講義依頼が あつた。 役割 ①半田保健所は、 知多地区漁協女 性部連絡協議会 からの講義依頼 を受け、依頼内 容の趣旨を確認 し、講義内容を 決定、チラシ等 の資料を作成し て講義を実施。 ②知多地区漁 協女性部連絡協 議会及び愛知県 漁連海苔流通セ ンター、職員に 周知及び会場の 提供	研修会 半田保健所・半田 労働基準監督署に 双方より意思表 示 役割 ①半田保健所：講 師の選任・予算確 保 ②市町・講師への 事業通知、当日の 運営 ③半田労働基準 監督署：知多半 島事業所への個 別通知・会場選 定・予算確保・ 全体の企画当日 の運営 ④新聞社への広 報活動

事業名	喫煙と歯周病に関する健康教育 (全国労働衛生週間) (受動喫煙防止対策)	知多水産職員会研修会	大府市福祉・健康フェア	知多市健康・福祉フェスティバル (知多市産業まつりと同時開催)
月 日	平成 18 年 10 月 2 日 (月)	平成 18 年 11 月 9 日 (木)	平成 18 年 9 月 24 日 (日)	平成 18 年 10 月 28 日 (土) 29 日 (日)
開 催 場 所	ミツカン酢(株)半田第 2 工場	クラシティー半田 3 階 半田市市民交流センター	大府市保健センター	知多市勤労文化会館
内 容	1 講演「喫煙と歯周病 歯肉を見る目を養おう」 2 喫煙に関するアンケート調 査結果報告 3 2006 年度禁煙成功者表彰 4 2006 年度非喫煙者表彰 5 指差唱和	・たばこの害について ・生活習慣病予防について ・食育について ・外食栄養成分表示について	・生活習慣病アンケート ・すたれすたれーる診断 ・体脂肪測定 ・歯の健康チェック	・生活習慣病アンケート ・すたれすたれーる診断 ・体脂肪測定 ・アルコールパッチテスト・酒害相 談
評 価	1 参加者 ・工場長・業員 120 名 2 労働者の健康管理を喫煙に主 眼をあて、タバコの害をきち んと知る事により健康で快適 な職場を目指した。	・実施回数 1 回 ・受講者 知多地区漁協職員、 水産関係団体関係者等 23 名	生活習慣病アンケート 94 名 すたれすたれーる診断 33 名 体脂肪測定 114 名 歯の健康チェック 38 名	生活習慣病アンケート 159 名 すたれすたれーる診断 225 名 体脂肪測定 179 名 アルコールパッチテスト・酒害相 談 353 名 歯の健康チェック 81 名
関係 機関	◎ミツカン酢半田工場安全衛生 委員会 ・ ミツカン酢半田工場 ・ 半田保健所	◎知多水産職員会 ・ 愛知県漁業協同組合連合会 ・ 半田保健所	◎大府市 ・ 大府市社会福祉協議会 ・ 保健福祉関係機関 ・ 知多保健所	◎知多市 知多郡医師会知多支部、知多市歯 科医師、知多市薬剤師会 健康づくり食生活改善協議会 知多支部知多市会員、知多保健所 管内栄養士会、知多保健所
課 題 及 び 効 果	1 事業所内の安全衛生委員会の 活動として展開し、健康意識 を高めることが出来たが、今 後目標である職場における分 煙化対策の動きを高める必要 がある。	知多地区水産関係職員の役員の 皆さんにたばこの害並びに生活 習慣病予防大切さ・食育、外食栄 養成分表示について情報提供が できた。	すべての市民が、地域社会での生 活・健康づくり・福祉活動に安心と 生きがいをもって参加することが できるよう、啓発と体験の一つの場 を提供し、健康と福祉に対する意識 の向上及び理解を深めることを目 的に開催。 健康者、障害者子供からお年寄りま ですべての階層を含めた誰でもが 気軽に参加できる地域密着型のイ ベントで参加者は、毎年 9 千人前後 である。	知多市産業まつりは、主催が知多 市、知多市商工会及び J A あいちの 3 者で、知多市産業まつり実行委員 会(知多市経済課が事務局担当)運 営を担当し、知多市健康・福祉フェ スティバルは、7 年前から産業まつ りと同時開催で健康部門の催事と し参加している。 産業まつりは、近隣市町の方で 2 日間、延べ 9 万人の参加者の集客力 があるイベントで、同時開催で健康 部門のイベントである健康・福祉フェ スティバルを開催することは多 くの参加者が得られる。
連 携 シ ス テ ム	講習会 全国労働衛生週間における事 業所従業員の安全衛生普及の一 貫として実施、半田保健所 が講師として参加協力する。 役割 ①事業所(ミツカン酢) ・ 従業員を対象とした、喫煙 に関するアンケート実施、回 収、まとめ作成 ・ 喫煙成功者表彰(1 年 6 か 月禁煙出来た者の選出) ・ 非喫煙者表彰対象者の選出 ・ 全体の企画当日の運営 ②半田保健所 ・ 喫煙と歯周病についての講 演内容作成 ・ 受動喫煙防止対策実施施設認 定制度紹介、働きかけ	研修会 知多水産職員会から生活習慣 病予防についての講義依頼が あった。 役割 ①半田保健所は、知多水産職員会 からの講義依頼を受け、依頼内 容の趣旨を確認し、講義内容を 決定、チラシ等の資料を作成し て講義を実施。 ②知多水産職員会及び愛知県漁 業協同組合連合会: 職員に周知 及び会場の準備	① 主催は、福祉・健康フェア実行 委員会で大府市、大府市社会福 祉協議会は、共催で事務局も兼 ね、知多保健所を始め大府市内 にある 4 4 団体が参加。大府市 の広報紙にフェアの告知の記 事を掲載各戸配布 役割 ・ 参加団体は、展示、実践体験、相 談、募金及び即売とそれぞれの団 体毎の催事内容で参加し、団体間 の調整は、実行委員会で行って いる。 ・ 知多保健所としては、生活習慣病 予防アンケート、健康日本 21 あ いち計画の PR、ストレスチェッ ク及び体脂肪測定等測定機器利 用体験コーナーを設置しイベ ントに参加した。	② 健康・福祉フェスティバルは、 知多市保健センターが事務局 として毎年、参加団体出席の会 議でテーマを決め、催事内容の 調整を行っている。 知多市の広報紙に併せて産 業まつりの開催プログラム各 戸配布(フェスティバルの案内 も同時掲載) 役割 ・ 参加団体は、3 師会を始め保 健衛生関係団体であるので、必ず 催事内容の調整は、必須条件で ある。 ・ 知多保健所としては、生活習慣病 予防アンケート、健康日本 21 あ いち計画の PR、ストレスチェッ ク及び体脂肪測定等測定機器利 用の体験コーナーを設置しイベ ントに参加した。

事業名	歯周病対策ネットワーク 推進研修会	職員研修	生活習慣病予防講習会	各種検診に関する講演会
月 日	平成 18 年 11 月 2 日 (木)	平成 18 年 6 月 29 日 (木)	平成 18 年 11 月 7 日 (火)	平成 19 年 1 月 17 日 (水)
開 催 場 所	東海商工会議所	愛知用水水道南部事務所	知多営農センター	東海商工会議所
内 容	講演 「職場の歯周病過労歯対策」 「増え続ける生活習慣病とそ の予備軍」	講義 ・職場のメンタルヘルスについて ・疲労蓄積度自己診断 グループワーク	・講演 ・生活習慣病アンケート ・体脂肪測定 ・歯の健康チェック ・血液さらさらチェック ・脳年齢計	講 演 「早期発見！進行してからでは 間に合わないがんと生活習慣病 の健診について」
評 価	参加者 東海市内の商工業者及びそ の従業員 14 名	参加者 職員 25 名	生活習慣病アンケート 50 名 体脂肪測定 50 名 歯の健康チェック 50 名 血液さらさらチェック 50 名 脳年齢計 50 名	参加者 東海市内の商工業者及びその 従業員 18 名
関係 機関	◎知多保健所 ・東海商工会議所	◎愛知用水水道南部事務所 ・知多保健所	◎JA あいち知多農業組合 ・知多保健所	◎東海商工会議所 ・知多保健所
課 題 及 び 効 果	参加者のアンケートにより「よ く理解できた」が 57%、「だ いたい理解できた」が 43%であ った。また、「興味を持てたところ があった」が 79%と好評であ り、家族や社員にも伝えたいと のコメントもみられた。参加者 が少なかったため、次年度は、 対象者や開催場所・時間等を検 討する。	メンタルヘルスの講義の他スト レスチェック診断、グループワ ークを通して受講者参加型の内 容で実施。	テレビや雑誌等で注目されてい る検査機器を使用した健康チェ ックを行うことで生活習慣病へ の関心を高めることが出来た。	年 1 回実施している生活習慣病・ がん検査の目的とメタボリック シンドローム予防対策について 講演している。 最近注目されている脳ドック及 び MRI 検査等の最新情報を提供 した。
連 携 シ ス テ ム	研修会 役割 ①知多保健所：講演内容・企画 当日の実施 アンケートの集計 ②東海商工会議所：商工会会員 に周知、参加者の取りまとめ	研修会 愛知用水水道南部事務所から 職場研修の講師依頼 役割 ①愛知用水水道南部事務所：参加 者の取りまとめ ②知多保健所：講演内容の企画、 資料作成、講師	講習会 JA あいち知多農業組合から講 師及び健康チェック依頼 役割 ①JA あいち知多農業組合 会員への周知 参加者の取りまとめ ②知多保健所：講演内容の企画、 資料作成、講師 生活習慣病アンケート、 体脂肪測定及び歯の健康チェ ックの実施	講演会 東海商工会議所から講師依頼 役割 ①知多保健所：講演内容の企画 資料作成、講師 ②東海商工会議所：商工会会員に 周知、参加者の取りまとめ

平成 18 年度 知多半島 2 次医療圏地域・職域連携推進事業

目的：地域保健と職域保健が連携し、効果的な保健事業を労働者に提供するとを目的にこの事業に取り組む。(共同実施事業)

◎は事業企画機関

事業名	外国人研修・技能実習制度における健康教育		
月 日	平成 17 年度から準備し、平成 18 年 2 月 1 日から実施している。	平成 18 年 9 月 7 日・11 月 6 日 平成 19 年 2 月 5 日	平成 18 年 9 月 7 日 平成 18 年 11 月 13 日
開 催 場 所	師崎商工会館 2 階会議室	師崎商工会館 2 階会議室	南知多町師崎商工会
内 容	外国人研修制度は諸外国の青壮年労働者を日本に受け入れ、概ね 1 年以内の期間に日本の産業、職業上の技術・技能・知識の修得を支援することを内容としており、日中友好の一環である。 地域で生活するための基礎知識として、市、保健所、消防署等に健康教育を依頼した。	商工会が実施する外国人研修の一部を依頼され、中国人を対象に日本における生活教育を実施 <内容> ・ 簡易健康チェック (身長・体重・BMI・体脂肪・血圧) ・ 病気になったら (病院のかかりかた等) ・ メタボリックシンドロームと健康管理について ・ 食生活について ・ 歯の健康について (染め出しとブラッシング) ・ 地域で気持ちよく暮らすために (ごみの出し方、資源ごみについて)	食品衛生指導 効果的な手洗い 感染症予防教育 (結核等)
評 価	18 歳から 35 歳ぐらいの中国人受講生	参加者 9 月 7 日 35 人 (男 11 人、女 23 人) 11 月 6 日 24 人 (男 10 人、女 14 人) 2 月 5 日 30 人 (男 13 人、女 17 人) (予定)	参加者 9 月 7 日 35 人 11 月 13 日 22 人
関係機関	◎師崎商工会 半田保健所美浜支所 南知多町商工観光課 南知多町保健介護課 南知多町福祉環境課	◎師崎商工会 半田保健所美浜支所 南知多町商工観光課 南知多町保健介護課 南知多町福祉環境課	◎師崎商工会 南知多町保健介護課 半田保健所美浜支所 南知多町商工観光課 南知多町福祉環境課
課 題 及 び 効 果		食品の取り扱い、その他日本での生活習慣の違いなどもあわせて研修に取り入れた。 研修の目的は、「日本の生活衛生事を把握し生活衛生事故等の防止に努める」である。 通訳も一人いての講義のため話を通じていることを実感できる。理解していればすぐ反応がかえってくるので評価もし易い。 日本に 3 年在住するため研修期間でどのような内容が必要か検討を要する。 研修後のアンケートにより、講義の内容を取り入れたという人もあった。	南知多町師崎商工会が、中国人研修生の受け入れ事業を行っており、師崎商工会からの依頼で、管内で就労予定の中国人に対する健康教育を実施することができた。
連 携 シ ス テ ム	研修会 行政機関と連携をすることにより、地域で生活する基礎知識を得ることができ、研修生が安心して生活できる。 役割 ① 師崎商工会：研修企画、運営 ② 南知多町：研修内容企画、講師 ③ 半田保健所美浜支所：研修内容企画、講師	健康教育 町としての窓口は商工観光課で師崎商工会より依頼を受け、保健介護課と福祉環境課で研修の配分を行っている。 役割 ① 師崎商工会：研修企画、運営 ② 南知多町：研修内容企画、講師	健康教育 平成 17 年度から年 2～3 回師崎商工会からの依頼を受けている。 中国人研修生への教育は、1ヶ月間に亘り、町担当者や警察、消防組合担当者等も担当しているが、個々への依頼である。 役割 ① 師崎商工会：研修会企画、講師依頼 当日の全体運営 ② 半田保健所：健康教育準備及び講師

事業名	メンタルヘルス講演会（常滑）		メンタルヘルスセミナー（半田）	
月 日	平成 18 年 11 月 16 日	平成 18 年 11 月 16 日（木）	平成 19 年 2 月 14 日	平成 19 年 2 月 14 日
開催場所	常滑商工会議所	常滑商工会議所	半田商工会議所	半田商工会議所
内 容	講演 「自殺予防とうつ病対策」 ー地域と職場で心の健康を 考えるー 講師：西知多こころのクリニッ ク 竹内秀隆先生	講 演 「自殺予防とうつ病対策」 ー地域と職場で心の健康を考 えるー 講師：西知多こころのクリニック 竹内秀隆先生	講 演 「部下のこころの不調に気づくポ イント」 「事例をとおして理解を深めま す」 講師：ファイザー（株）産業医永 田智久先生	講 演 「部下のこころの不調に気づくポ イント」 「事例をとおして理解を深めま す」 講師：ファイザー（株）産業医永 田智久先生
評 価	参加者 常滑市内の商工業者及びそ の従業員 44 名	参加者 常滑市内の商工業者及びその 従業員 44 名	参加者 半田商工会議所、阿久比町、武 豊町商工会の会員 56 名	参加者 半田商工会議所、阿久比町、武 豊町商工会の会員 56 名
関係 機関	◎常滑商工会議所 愛知県精神保健福祉センタ ー 常滑市保健センター 知多保健所 半田保健所	◎常滑商工会議所 知多保健所、 常滑市保健センター 愛知県精神保健センター 半田保健所	◎ 半田商工会議所 阿久比商工会 武豊商工会 愛知県精神保健福祉センター 半田保健所	◎ 半田商工会議所 阿久比商工会 武豊商工会 愛知県精神保健福祉センター 半田保健所
課題及 び効果	商工会議所がこの研修会を 自主的に企画したので、参加者 も目的にあった人たちが参加 していた。 愛知県精神保健福祉センタ ーと始めて連携事業を実施し た。今後、働く人の心の問題は 大きいので、連携を構築してい きたい。	地域及び職場での対応が急がれ ているうつ病等のメンタルヘル ス対策を参加者が同じ視点で理 解することができた。	商工会議所が実施しているコー チング事業としてこの研修会を企 画したので、参加者も目的にあっ た人たちが参加していた。 講師についても地域・職域にワー キングメンバーの産業医の先生 にお願いしたので、内容としても 非常に効果的であった。	今回、商工会議所が主体的に研修 会の内容を企画した。保健所とし ては研修会の内容の助言をさせて いただいが、商工会議所が主体的 にこの事業に取り組んでいただけ たことが非常に効果てきであっ た。
連携シ ステム	講習会 ① 常滑商工会議所：企画、参 加者への周知、講師依頼、 当日全体の準備、 ② 愛知県精神保健福祉センタ ー：講師依頼、講師報償費、 当日の実施 ③ 知多保健所：当日の実施	講演会 役割 ①常滑商工会議：講演内容・講師 等の企画、商工会会員に周知、 参加者の取りまとめ、当日の運 営 ②愛知県精神保健センター：講演 内容・講師等の企画、講師報償 費、当日の運営 ③知多保健所 当日の運営	講演会 役割 ①半田商工会議所：講師等の企画、 商工会会員に周知、参加者の取 りまとめ、当日の運営 ②愛知県精神保健センター：講演 内容・講師等の企画、講師報償 費、当日の運営 ③半田保健所 講演内容及び講師等の企画の 助言、研修会の広報、当日の運 営	講演会 役割 ①半田商工会議所：講師等の企画、 商工会会員に周知、参加者の取 りまとめ、当日の運営 ②愛知県精神保健センター：講演 内容・講師等の企画、講師報償 費、当日の運営 ③半田保健所 講演内容及び講師等の企画の 助言、研修会の広報、当日の運 営

平成 18 年度 知多半島 2 次医療圏地域・職域連携推進事業

目的：地域保健と職域保健が連携し、効果的な保健事業を労働者に提供するとを目的にこの事業に取り組む。(市町村)

◎は事業企画機関

事業名	半田市健康フェア	健康川柳募集事業	ハッピーライフセミナー	東海市・3 健保組合懇談会
月 日	9 月 2 4 日 (日)	平成 18 年 6 月 1 日～ 平成 18 年 6 月 30 日	平成 1 8 年 6 月 1 6 日 (金)	平成 1 8 年 7 月 2 5 日 (火)
開 催 場 所	さくら小学校	常滑市保健センター等	グリーンホテル三ヶ根	愛知製鋼(株)体育館 (アスカム) 1 階会議室
内 容	血液サラサラチェック 健康相談 歯科検診、フッ素塗布 よくわかる薬の話 骨密度測定	市内在住、在学、在勤者を対象に生活習慣の改善について一人一人の理解を深め、その健康づくりの実践をうながすため「健康」をテーマに川柳を募集	愛知製鋼(株)に勤務している 5 5 歳のご夫婦を対象に退職後の人生設計を計画してもらうために、企業及び労働組合が主催で「ハッピーライフセミナー」を開催市として「健康的な食生活」という題名だったが、市の概要・死亡統計・市で行っている保健事業の紹介・メタボリックシンドロームについて講義を行った。	生活習慣病に対する保険(健)事業 健康診断・フォローの取り組み 東海市及び 3 健保組合で意見交換
評 価	参加者 2, 2 0 0 人	応募者数 小学生 420 人 中学生 821 人 一般 190 人 (INAX の社員等)	4 5 名の参加	市 2 人、3 健保 1 人ずつ
関係 機関	◎半田市 半田保健所 半田市医師会 半田歯科医師会 半田市医師会健康管理センター 始め 2 3 団体	◎常滑市 教育委員会 事業所 老人クラブ	◎東海市 愛知製鋼(株) 愛知製鋼健康保険組合 愛知製鋼労働組合 愛知製鋼企業年金基金	◎東海市 新日本製鐵健康保険組合名古屋支部 大同特殊鋼健康保険組合 愛知製鋼健康保険組合
課題及 び効果	・リピーターは多いものの、新規参加者も増えつつある ・住民の健康への関心を高めるため、およびきっかけづくりとなっている。	・健康づくりの動機づけにはなかったのではと思うが、健康づくりの実践に結びつけることが必要。	(課題) ・市として市内の企業と連携を取って実施していく必要がある。 (効果) ・定年前にセミナーを実施することにより、定年後の生活が少しはイメージができ、今後の人生設計ひいては健康づくりに役立つ。	(課題) ・今後健康診査をどのように整合性をもたせて行っていくのか。 ・健診データをどのように連携していくのか。また活用していくのか。 (効果) ・市の事業内容及び 3 健保の事業内容を報告することにより、お互いに何を行っているかが、明確になった。
連携シ ステム	イベント 主管：半田市健康フェア実行委員会 年 4 回程度の実行委員会を開催し、打合せ、終了後の報告、次年度の日程、会場決め等を話し合っている。実行委員長は半田市のボランティア団体である半田市民健康増進事業推進連絡会会長としている。 役割 参加団体は、事前にポスター掲示、チラシ配布等で P R。それぞれの催事内容に基づき、前日、当日に準備を実施して当日に臨む。団体間の調整は実行委員会および保健センター職員にて実施。	21 推進連絡会 ・商工会議所、INAX、学校保健会、常滑北高等学校、健康づくり食生活改善協議会、知多保健所、行政で募集。 ・選考も「21 推進連絡会」で実施。	セミナー 企業から市へ健康管理が移管されることによるデータ等の連携。 継続的に健康管理を行っていくためのシステムの構築。	懇談会 今後定期的に意見交換を行っていく、連携システムを構築していく。

(3) 島根県及び浜田圏域

【島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会】

1. 設置概要

- 1) 設置期日 平成 17 年 6 月 24 日
- 2) 位置づけ 健康増進計画における壮年期保健対策の推進母体とし、地域と職域の連携により継続的な健康管理支援体制の整備を協議・推進する場とする。
- 3) 構成員
 - ・関係機関……………医師会、歯科医師会、労働局、看護協会、栄養士会
 - ・雇用の立場……………県商工会議所連合会、県商工会連合会
 - ・保健事業実施機関・国保連合会、健保連合会、社会保険事務局、社会保険健康づくり事業財団、島根産業保健推進センター、松江地域産業保健センター
 - ・健診機関……………島根県環境保健公社、島根県厚生農業協同組合連合会
 - ・本庁労働担当部局・労働政策課（労働担当部局）、障害者福祉課（メンタル担当部局）
 - ・その他……………協議に必要性が生じた場合、関係機関に参加依頼
- 4) 事務局 県健康福祉健康推進課 健康増進グループ（地域・職域連携事業担当）
保健医療グループ（保険者協議会担当）
- 5) 開催回数 年 2 回…協議内容により、ワーキング会議を設置しワーキング会議を開催

2. 県及び二次医療圏協議会（圏域協議会）の運営における工夫点

1) 設置 1 年目

- ①圏域協議会が先行して設置運営していることから、県協議会設置時に、圏域協議会の開催状況及び圏域課題等を報告し、県協議会の協議内容につなげた。
- ②県協議会と二次医療圏と連動性を持たせるために、圏域協議会をオブザーバー参加とした。
- ③保険者協議会の動きについて情報提供するとともに、それを踏まえた地域・職域連携推進協議会の役割・機能確認し、両協議会の連携を図る必要性の理解につなげた。
- ④社会資源の共有化を図り、関係機関との連携が円滑に行えるよう、情報収集・情報集約・情報提供等について出来るだけ速やかに入れる努力をした。
- ⑤連携事業としての事業企画は、事務局案提示方式でなくワーキング会議での検討を重視した。

2) 設置 2 年目

- ①平成 20 年度からの特定健診・保健指導に係わる連携事業も踏まえ、構成委員に看護協会、栄養士会、健診団体を追加した。
- ②保険者協議会の連携を意識し、事務局を担う国保連合会から、保険者協議会の事業計画等の紹介を行う場を持つこととした。
- ③連携事業については、保険者協議会、地域・職域連携推進協議会と重複する構成員からもワーキング委員として参加し具体的連携事業の検討を行った。

3) 予算確保の工夫

全国一位の高齢県であれば、①元気な高齢者づくりが必要であること、②その目的とする健康長寿日本一を目指した健康増進計画を推進していくことが効果的であること、③そのためには壮年期におけるイ) 脳卒中発症・再発予防、ロ) 高血圧予防、ハ) 糖尿病予防、ニ) がん予防、ホ) 自殺予防を積極的に実施していくこと等が、島根県にとって一番大切であることをデータで説明し確保している。健康推進計画推進事業、生活習慣病予防対策事業として位置づけている。

3. 連携事業の具体的内容と実施における工夫点

1) 設置 1 年目

- ①全県単位で実施することが効果的で、地域・職域の共通課題の解決につながる連携事業を企

画提案した。(県内事業所の健康づくり実態調査、共通支援媒体の作成)

- ②連携事業の企画・分析・活用等については、ワーキング会議を設置し具体的検討を行い、構成員に主体的に係わってもらう努力を行った。

2) 設置2年目

- ①地域・職域を取りまく情勢報告(健診・保健指導のあり方、保険者協議会の動き等)を行い、関係者の共通認識を図る努力をした。
- ②平成20年度に向けて各医療保険者及び従事者が、島根県の地域特性を考慮した効果的な健診・保健指導を円滑に推進できる事業企画を協議会の役割の一つとして確認した。
(連携事業として、島根県としての指針・マニュアル作成事業)

3) 具体的な連携事業について

- ①事業所健康づくり調査の実施(県協議会実施)・・・ワーキングで内容・方法・分析の検討
- ②健康づくり情報、糖尿病管理指針等の媒体資料作成(県協議会)・・・ワーキングで検討作成
- ③産業保健推進センター共同研修(全ての各圏域協議会で実施)・・・事前検討会開催
- ④各圏域特性に応じた連携事業(各圏域で教育媒体づくり、マップづくり、研修会開催等)
- ⑤効果的な特定健診・保健指導への支援事業(県協議会)
 - 県版指針・マニュアルの作成・・・保険者協議会と連携、ワーキング設置で検討
 - 人材育成としての研修会開催・・・保険者協議会と連携により開催

4. 県協議会と二次医療圏協議会(圏域協議会)との連携

- 1) 県協議会終了後は議事録を構成員及び圏域事務局に情報提供し、共通認識を図ることを実施。
- 2) 県協議会に各圏域協議会の事務局をオブザーバー参加させ、連動性を持たせることを実施。
- 3) 全県に波及させたが効果的と考えられる圏域協議会の連携事業について、県協議会の場で事務局から報告・情報提供を実施。
- 4) 各圏域協議会の実施計画・報告を取りまとめ、県協議会及び圏域協議会に情報提供を実施。

5. 保険者協議会との連携

- 1) 両協議会に関与する県担当者が各協議会に同席し、相互理解・共通認識が図られるよう努力。
- 2) 保険者協議会の状況について、県協議会の構成員で保険者協議会の事務局である国保連合会に報告を依頼し、相互理解・共通認識が図られるように努力。
- 3) 協議会の共通課題に対する事業について、連携事業として共同実施。

6. 地域・職域連携事業の評価 ~現段階で実施している事項

- 1) 連携事業で作成した媒体等については、活用状況を把握し分析していくこととしている。
- 2) 連携事業で実施した研修会等については、参加者アンケートを取り内容分析を行っている。
- 3) 第2回協議会(年度末開催)において、実施状況の確認と課題整理により評価を行っている。

7. 地域・職域連携の課題と今後に向けて

- 1) 保険者協議会の役割及び連携方法について継続した検討が必要(20年への体制整備の検討)
- 2) 零細事業所への健康づくり支援の検討(関係機関が連携した事業企画、人材活用)
- 3) 総合的な生活習慣病対策の実施への検討(ヘルスプロモーションの推進、健康なまちづくり)

【島根県浜田地域・職域連携推進協議会】

1. 浜田地域・職域連携推進協議会設立までの経過

〈H14 地域特別対策事業の実施〉

★浜田圏域は、窯業・土木建築業・水産加工等の小規模事業所が多い。

小規模事業所の健診受診等の実態把握、健康づくり活動の取組についてヒアリングを実施する。

- (課題) 1. 事業所として健診指導の制度・サービスについて周知が不十分である。
2. 関係機関の連携や役割分担について不明確である。

- (方策) 1. 浜田地域・職域連携推進協議会の設立。
2. 「事業所の健康づくりのための情報マップ」の作成。
3. 事業所の健康づくり活動優良事業所表彰と研修会の開催。

(浜田地域・職域連携推進協議会構成団体)

- 健康づくり活動に熱心な事業所 (石成道路・川村工務店)
- 管内各市商工会議所 (2か所)、各自治区商工会 (6か所)
島根県商工会連合会石見支所
- 各組織団体 (島根県建築業協会浜田支部、浜田中央水産加工業組合)
- 島根県医師会産業保健医部会、島根県歯科医師会地域保健部
- 健診委託機関 (島根県環境保健公社浜田支部、島根県成人病予防センター、社会保険健康事業財団島根県支部)
- 浜田地域産業保健センター
- 浜田労働基準監督署
- 島根県社会保険事務所
- 島根西部勤労者共済会
- 浜田社会保険健康センター
- 管内各市保健担当課 (産業保健部会担当者)

計26機関



2. 浜田地域・職域連携推進協議会の活動状況

〈平成14年度～16年度〉

1. 浜田地域・職域連携推進協議会の開催 (26構成団体、年1回の開催)
2. 「事業所の健康づくりのための情報マップ」の作成・更新
・健診・事後指導の情報提供や健康づくりの支援制度の紹介。
3. 事業所の健康づくり活動優良事業所表彰と研修会の開催
・健康づくり活動に熱心な小規模事業所を表彰+健康づくりに関する研修と情報提供を行い、健康づくりの機運を高める。

〈平成17年度〉

1. 浜田地域・職域連携推進協議会の開催 (年2回の開催)
・具体的にはワーキング会議で協議し、活動の柱等の整理、媒体教材の作成
2. 事業所の健康づくり活動優良事業所表彰と研修会の開催
・平成17年度から、浜田労働基準監督署・浜田地域産業保健センター・浜田保健所の3機関が共催で実施
3. 浜田圏域職場の健康づくり実態調査の実施。
・平成14年度と比較可能に実施し、報告書・リーフレット「健康が一番！」を作成
(課題) 1. 20歳代、30歳代男性の健康管理、食生活に関する意識が低い。
(精密検査未受診、缶コーヒー摂取の増加等)

2. 男女全体でストレスを感じている人が増えている。
3. 男性全体の2割が「相談相手がいない」と答えている。

(対策)：浜田圏域の健康課題の改善につながる取組を強化しよう！

- 柱1 「健診(精密検査)・保健指導を受けやすい環境づくりの推進」
- 2 「心身の健康に関する情報提供の充実」
- 3 「生活改善等の動機付け支援の充実」
- 4 「保健指導の内容・教材の活用」

〈平成18年度〉

平均寿命、平均自立期間の延伸を目指し、働き盛りの年代から、生活習慣病予防・介護予防を意識した取組を展開する。特に脳卒中発症予防のために、メタボリックシンドロームの概念や、高血圧等の適正管理、食生活改善、運動の推奨についてアプローチする。また、自殺予防対策としてメンタルヘルスに関する正しい知識の普及を行う。

- 1 浜田圏域地域・職域連携推進協議会の開催(年2回)
 - ①関係機関の役割を明確にするため、行動計画策定を検討する。
 - ②個人が健康情報を経年的にファイル管理する活動を普及する事柄について検討する。
- 2 浜田圏域壮年期保健対策検討会の開催(年1回)
 - ①浜田圏域の健診結果や健康課題に関する検討を行い、共通認識する。
 - ②脳卒中発症予防のために、メタボリックシンドロームの概念や、高血圧等の適正管理、食生活改善、運動の推奨について効果的にアプローチできる手法等を検討する。
- 3 職場の健康づくり講演会の開催(11月30日開催)
 - ①事業所の健康づくり活動優良事業所表彰
 - ②講演「職場のメンタルヘルス」 講師 管内精神科病院医師 他
- 4 市町村支援
 - ①浜田健康寿命延伸プロジェクトへの参画
 - ②江津市職域保健部会への参画
- 5 関係機関・団体支援
 - ①事業所出張講座(メンタルヘルス等)の実施
 - ②健康づくりアドバイザー派遣事業の実施
 - ③健康機器の貸出 等

〈浜田地域・職域連携推進協議会を実施した評価〉

1. 取り組んで良くなったこと
 - ①浜田圏域の健康課題を共通認識できた。
 - ②地域保健・産業保健関係者の構成団体により、各団体の事業や情報の共有ができた。
 - ③具体的な取組(例：まめなくんファイル作成)については、実務者でワーキング会議を開催し、協議できるようになった。
 - ④共通して活用できる教材が作成できた。(情報マップ、パンフレット)
 - ⑤優良事業所が年々増加。管内各市の産業保健部会の構成員として役割を發揮されている。
2. 今後の課題
 - ①浜田圏域の健康課題の改善につながっていない。具体的に日常生活で取り組めることを提示していくことが必要である。
 - ②構成団体が、自主的に活動できるような役割分担を明確にする必要がある。
 - ・平成20年度の特定健診、保健指導に関する準備を進めることが必要である。

***参考までに添付**

健康管理・健診経年ファイル「まめなくんファイル」の作成



目 的

自分の健康管理や生活習慣を見直すきっかけに、経年的に自分の健診データや指導内容をファイリングすることを勧める。

様 式

A4版クリアファイルに健診データや各種情報を入れる。
(100円均一で市販されているクリアファイルをイメージ)

内 容

1. 情報提供（浜田圏域の健康課題、メタボリックシンドローム、歯周病、心の健康づくり、ストレスチェック表、相談窓口一覧）
2. 健診データを自分で確認する資料（国の健診・保健指導マニュアル暫定版や学習教材集に掲載されている資料を抜粋）
3. 各年の健診データや指導でもらったパンフレット等を一緒に入れる。

作成・周知方法

- ①ファイリングする内容を協議会で協議する。
- ②「まめくくんファイル」の見本を作成し、協議会構成団体へ配布し、関係する事業所に作成を勧める。また、モデルで優良事業所でも活用を依頼する。
- ③各事業所でクリアファイルを購入していただき、中味のファイル内容は事務局が印刷したものを配布するとともに、内容様式をホームページに掲載し、ダウンロードしていただく。
- ④必要に応じ内容等を見直していく。

*参考までに添付

地域保健と産業保健の両方から健康課題の解決を目指そう！

〈健康づくり活動優良事業所表彰について〉

- ★浜田圏域健康長寿しまね推進会議の一環として、地域へ波及させる取組。
- ★「事業所の健康づくりのための情報マップ」に掲載している「健康管理ランク表」に基づき、表彰基準を作成。
- ★平成17年度までに、会長賞5事業所、入選13事業所、奨励賞10事業所、特別賞2事業所を表彰した。

健康づくり優良事業所



〈優良事業所の取組の例〉

- ★経年的に従業員1人ごとに健診データを管理し、データ比較している。
- ★自動販売機を使わず、事業所でお茶をつくって飲むようにしている。
- ★事業所内禁煙にした。
- ★従業員1人ずつ健康づくり目標を書いて、事業所の壁に掲示している。
- ★毎年、健康づくりに関する講演会を事業所内で開催している。

(4) 山口県防府健康福祉センター

山口県防府健康福祉センター
地域職域連携推進事業の取り組みについて

1. 協議会の運営について

1) 経過について

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
推進協議会(1回)	→ (3回)	⑧推進協議会(1回)	地区別ネットワーク 会議(2地区×2回)	・ネットワーク会議 (1地区×2回)
作業部会(4回)	→ (10回)	ネットワーク会議 (3回)	(*10月市町合併)	
管内:防府市、徳地町	管内:防府市、徳地町	管内:防府市、徳地町	管内:防府市、 徳地町(9月末まで)	管内:防府市

*詳細については、別添資料1

2) 予算確保の工夫

モデル事業実施後、当該事業を防府管内地域職域連携保健事業計画に位置づけ、山口県健康づくり計画を推進する「健康やまぐち21県民運動活性化促進事業」として経費を支出している。

なお、具体的な共同保健事業等経費については、無理なく継続できるよう、特別の経費ではなく関係機関の既存事業の活用、主に経費以外の「人、物、時間、情報など」を相互活用し合うことに重点をおいている。

また、予算確保された他の既存事業を活用し既存事業の目的と併せて推進できるよう検討している。

3) 構成メンバーについて

(1) メンバーの広がり

前年実施の中から見えてきた課題を地域・職域関係者(機関)が共有し推進体制を見直し、課題解決に向けて構成メンバーを整備の上、新たな年度の取り組みを推進するようにしている。

こうして、また年度終了時に新たに分かった課題をもとに、次年度には再び推進体制を見直し、課題解決に向けた構成メンバーを整備し、取り組みを推進している。

*詳細については、別添資料「体制づくり」参照。

(2) 連携の推進となる重要人物

主役である事業所(住民)の参画が重要である。

事業所(住民)には底力があり、まさに中心人物といえる。

行政が一方向的に決めることがないよう、事業所(住民)の本当の思いを事業所の立場になってしっかりと聞くことが大切と考える。

(3) キーパーソン

取り組み段階やその他状況により変化することが考えられるが、現段階では商工会議所(商工会)や食品衛生協会等事業所関係がキーパーソンと言える。

モデル事業終了時の協議会で、「この事業が何となく分かってきた。継続した取り組みが必要だ。」との意見が多くあった。

この意見を大切にしていくなためにも、今後は互いに本当の思いを伝え、しっかり聞き、積み上げていくことが大切だと共通認識し、本音で語れる関係づくりを目指すこととなった。

こうして、肩の力を抜いて、ざっくばらんに語り合っていく中から、キーパーソンが見えてきた。

(4) 関係者の役割等

① 各機関の役割 *平成17年アンケート回答事業所訪問の例

- ・ 協議会……アンケート調査票の作成、回答状況の確認事業所訪問計画の提案、実施状況の確認等
- ・ 商工会議所……アンケート調査全会員実施の了承、協力等
- ・ 地産保、市保セ、社保局、社保健財団……事業所規模、加入保険等本来対応業務により役割分担の上、事業所訪問実施

② 協議会の役割

毎回会議の冒頭に、地域保健と職域保健の連携推進により「働き盛りの青壮年期の人々がいきいきと豊かな人生を送ることは、家族や事業所の繁栄… 目標の“いきいきと 活力のある まちづくり”につながっている。」ことを関係機関が共有し、再認識している。

また、その連携の原点は「各機関が目的を理解・共有し、それぞれが役割分担し、資源（人、物、お金、時間、情報など）をうまく利用して、健康づくりをすすめていくことである」ことの確認を重ねている。

2. 現在の状況

1) 連携事業について *詳細については、別添資料2参照。

- (1) 小規模事業所を対象とした健康づくり対策……別添資料2参照。
- (2) 健康情報提供事業について……参考資料参照
- (3) たばこ対策

3. 評価

- 1) とりわけ、防府商工会議所、防府地域産業保健センター、防府市保健センターの理解が深まり、意欲が高まっている。
- 2) 推進母体である（現）ネットワーク会議においても、この取り組みは大切であり、これまで構築してきた地域職域連携を大切に、更に継続していく必要があるとの意見で一致している。
- 3) 今後の課題
 - ・ 事業所（住民）の「健康への関心」は、いまだ不十分である。
 - ・ 行政が一方的に決めることがないよう、主役である事業所（住民）の本当の思いを事業所の立場になりきってしっかりと聞き、それを積み上げ、やがて事業所（住民）が自らの問題として主体的に考えていくことができるようにしていく必要がある。
 - ・ 医療制度改革が推進される中、地域職域連携による健康管理、健康づくり活動を効果的に推進する方法を検討する必要がある。

5. 来年度（平成19年）の方向

- 1) 推進母体であるネットワーク会議において、本音で語り合い一層連携を深める。
- 2) 各種事業を推進する中で、目標を共有し事業所から自発的な発言ができるようにする。
- 3) 医療制度改革の動向を踏まえ、地域職域連携のもと地域の実情に応じた取り組みを推進していく。

別添資料1 地域職域連携推進協議会の推移

区 分		平成14～15年度 モデル事業		平成16年度		平成17年度 地区別会議		平成18年度				
職域保健	事業所	○	事業所 50人未満 2	○	実施事業所 1	○	実施事業所 3	○	〃			
		○	50人以上 2	○	食品衛生協会	○	〃	○	〃			
	地産保	○	理事	○	〃	○	〃	○	〃			
		○	コーディネーター	○	〃	○	〃	○	〃			
	商工会議所 (商工会)	○	会頭(会長)	○	〃	○	〃	○	〃			
		○	事務局長	○	〃	○	〃	○	〃			
				○	女性部	○	〃	○	青年部			
	労働基準監督署	○	署長									
	社会保険事務局	○	課長	○	社保健財団							
地域保健	歯科医師会	○	会長									
	薬剤師会	○	副会長									
	食推					○	食推会長	○	〃			
	市町	○	健康増進	○	〃	○	〃	○	〃			
		○	保険年金	○	〃	○	〃	○	〃			
				○	商工観光	○	〃	○	〃			
	当センター	○	所長	○	〃	○	〃	○	〃			
大 学		○	2大学(助言者)	○	1大学							
課題・問題点等	<ul style="list-style-type: none"> ●協議会関係者は取組の有効性を共通認識したが、各事業所まで浸透していない。 ●主役である事業所の声をしっかり聞く必要がある。 ●社保局の事業所訪問の実情がよくわからない。 ●女性の方が健康への関心が高くこれからの施策のキーパーソンになりそうである。 ●目標「いききと活力のあるまちづくり」に向けて、関連行政を加える必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ●連携の必要性は共通認識したが、連携作りはこれからである。 ●事業所は健康への取組が必要と感じているが、主体的に動く力はまだ無い。 ●引き続き主役である事業所の声をしっかり聞く必要がある。 ●事業所に好評の「食を中心とした共同事業」に市経由で協力している食推協が直接参画し、情報共有拡大推進を図る必要がある。 ●次年度は管内町の合併がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ●事業所が、主体的に動く力はまだ無い。 ●キーパーソンは商工会議所であり、協力体制を拡充する必要がある。 ●商工会議所を核とし、引き続き既存事業の活用を図り実践を重ね、本音で語れる関係を築く必要がある。 			<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き商工会議所を核とし推進する必要がある。 ●引き続き主役である事業所の声をしっかり聞く必要がある。 ●引き続き事業所の健康への関心を高める活動が必要である。 ●医療制度改革の動向を踏まえ、協議会メンバーを検討する必要がある。 		

別添資料2 平成14～18年度 事業実施状況

区分	モデル事業		平成16年度	平成17年度	平成18年度
	平成14年度	平成15年度			
人材養成	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（1回） （事業主・健康管理担当者対象に当所が日時設定） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（6回） （既存事業「事業主・健康管理担当者会議」等に併せて実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 （対象：商工会議所・商工会役員職員） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①働くあなたの研修会 「元気な笑顔で まちは輝く」 （対象：事業所関係者及び家族等） ・商工会議所マネージメントクラブ研修 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 <ul style="list-style-type: none"> ①メタボリックシンドローム予防研修会 （対象：事業所関係者及び家族等）
普及啓発		<ul style="list-style-type: none"> 計画書作成 普及ダイジェスト版作成 （商工会議所・商工会全会員配布） 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関HPへの掲載 商工会議所・商工会の会報への掲載 市広報への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ①地区別健康づくりニュース作成 （商工会議所・商工会全会員配布） 関係機関HPへの掲載 商工会議所・商工会会報への掲載 市広報への掲載 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりニュース作成 （商工会議所全会員配布） 関係機関HPへの掲載 商工会議所会報への掲載 市広報への掲載
実践指導		<ul style="list-style-type: none"> 共同事業 （事業所の要望に併せ出前実施） 運動、栄養、相談等 防府 9か所 徳地 3か所 *要望事業所：12カ所 	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業 ①運動：防府商工会議所 ①食事：食推との連携 防府 ①カ所 徳地 ②カ所 ①相談：商店街 	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業 食事：食推との連携（新規申し入れ） 防府 ②カ所 徳地 ②カ所 ①無料健康チェック：防府商工会議所 （防府商工会議所からの提案） ①メンタルヘルス：地域産業保健センター （地産保主催への協力） *事業所からの申込窓口は商工会議所・商工会とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業 食事：食推との連携（新規申し入れ） 防府 ③カ所 無料健康チェック：防府商工会議所 （防府商工会議所からの提案） メンタルヘルス：地域産業保健センター （地産保主催への協力） ①たばこフォーラム：三師会との連携 ①平17アンケート回答事業所訪問 業務分担：市、地産保、社保局、健康相談 （希望記名164カ所のうち） 今年自所内希望：48カ所訪問
実態調査	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所アンケート調査 （対象：商工会議所・商工会全会員） 	<ul style="list-style-type: none"> （平14アンケート解析） 共同事業実施・未実施事業所へのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 共同事業実施事業所へのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> 全事業所アンケート調査 （対象：商工会議所・商工会全会員） 共同事業参加者へのアンケート調査 	<ul style="list-style-type: none"> （平17アンケート解析） 全事業所アンケート調査 （対象：商工会議所・商工会全会員） 共同事業参加者へのアンケート調査

みんなが健康 みんなが幸せ

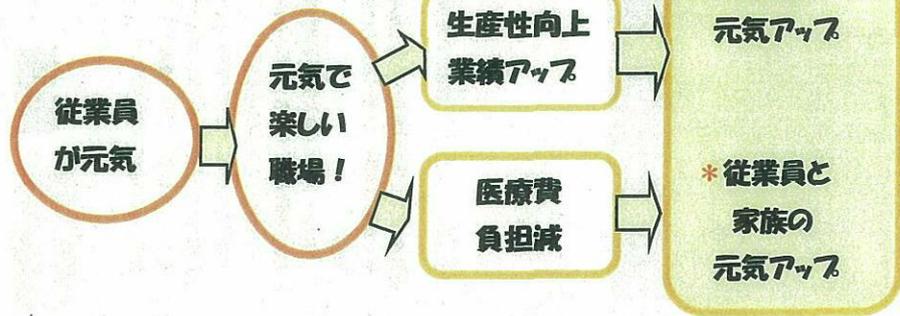
ニュース



No.2

■こんなに得する 健康づくり！

職場でも 家庭でも
大黒柱の“働き盛り世代”
この世代は生活習慣病
(がん、心臓病、脳卒中など)
の原因となる習慣を作る
時期でもあるのです！



■参加しませんか？ あなたの事業所も。

♪♪♪ 今年も 楽しく開催！ ♪♪♪

■無料健康チェック



平成18年10月24日(火)防府商工会議所会員企業を対象として職場で働く人の生活習慣病予防を目的に「第2回無料健康チェック」を開催しました。第1回を上回る人気で参加者100名！ 内臓脂肪測定、血管年齢検査、骨量検査、筋肉量測定、また煙草を吸う方にはスモーカーライザーによる呼気の一酸化炭素濃度の測定をしました。医師、保健師、栄養士の健康相談も受けられ、会場は大いににぎわいました。

健康な体があつてこそ、しっかり働けるというもの。
まず自分の健康状態を知り、早めの対策をとりましょう。

■メタボリックシンドローム予防研修会

平成19年1月24日(火)防府商工会議所の会員事業所を中心に、今話題のメタボリックシンドロームの話や手軽な運動、栄養クイズなど、明日からできる予防方法を楽しく学習しました。



山口ヨベット(株) 防府東店

ミニ健康講座、ストレッチ体操



感想 一言！ 参加された方の声

- 社会人になり自由に使える時間も少なくなつて、運動する機会もなくなりました。先日教えていただいた簡単な体操が健康を維持する事に役立つのであれば、少しでも時間を作り毎日行っていきたいと思つています。
- 学生時代に食生活が不規則となり、運動量も激減メタボリックシンドロームになる要素をすべて満たしている状況の中、この度のような講習をして頂き、大変参考になりました。スポーツ飲料を飲むにしても、こんなにも砂糖が含まれているとは…今後の食生活の参考にしたいと思います。
- 社会人になって約10ヶ月経ち、生活習慣はすっかり社員のベースに移りました。運動量は減り、食事の時間も遅くなり、食事の時間も遅くなりました。そしてお腹まわりも肉がついてきた気がします。先日、店舗で行われた「メタボリックシンドロームの予防」についての健康相談会ではそんな生活習慣の偏りで引き起こされる生活習慣病を予防するストレッチや予防策などが紹介されました。またジュースの中に含まれている砂糖の量を砂糖のスティックに例えて示したグラフでは、日ごろ何気なく飲んでいるジュースの中に驚くほど大量の砂糖が入っていることがわかりました。今の生活習慣のままでは、不健康な人生を歩んでしまうと確信してしまいました。なんとかして健康的な社会人になろうと思つています。

ご要望のあった山口ヨベット(株) 防府東店 に防府市保健センターがおじゃましました。お昼休み時間を活用して「ミニ健康講座」「ストレッチ体操」をしました。

メタボリックシンドローム、ジュースや缶コーヒーなどの清涼飲料水に含まれる砂糖の話、仕事の合間にできる簡単なストレッチ体操などを行いました。

また、希望された方には体脂肪や血圧測定も行いました。

(株) 馬場回漕店

生活習慣病予防健診 受けてます！

感想 一言！ 健康管理担当の方の声

- 毎年5月に生活習慣病予防健診を受診し、6月保健師指導を個別に受け、7月に産業医指導で黒川先生に人間の贅沢さ、弱さを指導いただき、我に返らせていただいております。健康への日々の意識の高揚を、毎回、訪問指導を戴き感謝しております。



平成18年3月アンケート調査の結果

事業所訪問 48カ所！

アンケート送付事業所2,699カ所の内291カ所(10.8%)から回答をいただきました。

■ 回答結果	%
・従業員の健康づくりに取り組みたいと思う事業所(220カ所)	75.6
*このうち	
・時間は、昼休みに…	30.0
・場所は、自分の事業所内で…	78.6
・内容は、健康相談を…	39.5

健康づくりに関心のある事業所48カ所を訪問しました。

- 訪問した機関は…
- 政府管掌健康保険加入事業所には
- ①山口社会保険事務局 ②社会保険健康事業財団山口県支部
- その他の事業所には
- ①防府地域産業保健センター ②防府市保健センター

中国電化工業(株)

楽しかったね！



感想 一言！ 参加された方の声

- 並んでいる料理を見て「きれいね。」との声。「やっぱり、肉じゃらう。」「私は魚にしよう。」「食べてみたら思っちゃったよりおいしい。」「…ものすごく、薄味の料理を想像されていたのでは？」「おなか周りが男性85cm・女性90cmは要注意！」を聞いて、おなかをなでながら「ここがねえ…」「食べ過ぎりゃあ、そりゃ太るよね。」との声… はい、そうです。その通り。レシピをみながら「今度作ってお弁当に入れます。」「…その後おいしく出来上がりましたか？」「なかなか楽しかったですよ。」との声も…うれしいお言葉、ありがとうございました。

入江化工(株)

どれにしようかな？



感想 一言！ 参加された方の声

- 普段、好きな物だけを食べる食生活を続けてきましたが、色々なお話を聞いて「食べる」ということに対する考え方が変わりました。カロリーバランスの大切さ、料理する際のちょっとした工夫などを教えていただき、日頃いかに何気なく食事しているかということがよくわかりました。年齢を重ねるにつれて「健康」ということに関心を持つようになった現在、今まで以上に理想の食事の量や栄養のバランスを考えながら、普段から「食べる」ということを大切にしていきたいと思つています。

防府通運(株)

健康 一番！

感想 一言！ 健康管理担当の方の声

- 今回初めて「働きざかり世代の試食会」に参加させていただきました。もっと薄〜いお味のいわゆる「健康食」を想像していたのですが、予想に反してとてもおいしくいただきました。食事のバランス、量ともに神経質にならずに、ザックリと管理する方法も指導していただき、これならできそうです。これからは、この方法で健康管理に取り組みたいと思つています。



職場で健康づくりをしたいけど…どうしたらいいの？

お手伝いします！職場の健康づくり

無料

1 防府商工会議所

健康事業を実施したい事業所を
随時募集中！ご要望や、ご不明な
ことなど、ご相談ください。



2 防府地域産業保健センター

医師による健康管理指導、
健康相談などを行っています。
メンタルヘルスの相談なども
行っています。お気軽にご相談
ください。(防府医師会内)

3 防府市保健センター

自分の職場でも、健康づくりに取
り組んで見たい！と思われましたら
お気軽にお電話ください。

4 健康づくり関係団体

(例:防府市食生活改善推進協議会)

地域の公民館での料理教室を中
心に活動しています。

平成18年度も、市内3事業所へ
お伺いし、食推手作りの昼食を通し
て、体にいい食事の内容や適量を感じ
ていただいています。

次は、あなたの事業所におじゃま
します！

5 山口社会保険事務局

社会保険に加入しているすべ
ての方に健康の大切さを知って
いただき、より健康に過ごしてい
たくため保健師が職場に訪問し
お手伝いをしています。「健康の
ことで個別に相談したい。」「従業
員や家族に健康の話をして欲し
い」等是非ご相談ください。

6 社会保険健康事業財団山口県支部

政府管掌健康保険の生活習慣
病予防健診の申込み受付や健診
を利用された事業所に保健師が訪
問し、個別の健康相談・健康教室
等を行っています。



こんな時 ご相談ください！

事業	内容(例)	申込み・問い合わせ先	TEL(FAX)
健康診断	政府管掌健康保険の生活習慣病予防健診を受けたい(健診料は一部自己負担)	山口社会保険事務局(保険課) 社会保険健康事業財団山口県支部	083-927-9132(083-927-9129) 083-932-5711(083-932-5712)
	職場健診がないので健診を受けたい (年齢制限あり、健診料は一部自己負担)	防府市保健センター	24-2162 (25-4963)
	産業医による無料健康相談を受けたい	防府地域産業保健センター	22-0565 (24-4060)
健康相談 (個別)	各種健康相談を受けたい	防府市保健センター	24-2161 (25-4963)
	禁煙チャレンジに挑戦したい	防府健康福祉センター	22-3740 (22-0962)
	生活習慣病予防健診結果の説明や生活習慣改善のための方法を知りたい	山口社会保険事務局(保険課) 社会保険健康事業財団山口県支部	上記記載あり(*以下同様) *
健康教室 (集団)	出前健康講座をしてほしい	防府市保健センター 防府健康福祉センター	* *
	事業所や外部施設等で、健康増進・生活習慣病予防をテーマにした話を聞きたい	山口社会保険事務局(保険課) 社会保険健康事業財団山口県支部	* *
心の相談	メンタルヘルスについて話を聞きたい	防府地域産業保健センター	*
相談窓口	どこに相談したらいいのかわからないとき	防府商工会議所	22-4352 (22-4763)



発行

★防府地区地域職域連携ネットワーク会議(事務局:山口県防府健康福祉センター)

防府商工会議所、防府食品衛生協会、防府地域産業保健センター、防府市食生活改善推進協議会
防府市保健センター(健康増進課)、防府市保険年金課、防府市商工課、山口県防府健康福祉センター

平成 18 年度安芸地区勤労者健康づくり推進協議会の取り組みについて

1. 第 8 回 あき・元気フェスタ（安芸市健康まつり）への参加

内容：

『「ウェスト・サイズ物語」～ちょっと高め』が落とし穴!! チョイワルおやじは今が勝負～』をキャッチフレーズにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）についての普及啓発を行った。

具体的な取り組み：

①パネルおよびポスターの展示

②腹囲を図るテープ（腹囲の正しい測定方法やメタボリックシンドロームについての資料を添付した 85/90cm のテープを作成した）の配布

メタボリックシンドロームについての指導を受けたものについて、テープを配布した。
(81名)

③保健師による健康指導

評価：

①メタボリックシンドロームについては関心が高く、よく話を聞いてもらえた。

②テープについても「家でも図ってみる」と持ち帰りの希望が多かった。

☆あき・元気フェスタには安芸市民約 1000 名が参加。小さな子ども連れから高齢者まで幅広い年齢層の参加があり、健康への関心度も高い。協議会として参加したため、保健所職員のみでなく、協議会のメンバーもスタッフとして参加した。当日はさまざまな団体が参加しているため、他の団体との交流もはかることができた。

2. 安芸保健所管内の A 企業 体力測定および健康教育

内容：

企業の健康作りの一環としての体力測定に専門的助言を行い、測定後にはその結果を活用して健康指導を行った。

具体的取り組み：

① 体力測定

約 1 週間、保健所より体力測定用具を貸し出し（握力計および長座位体前屈計）、体力測定を実施した。実施後、保健所にて個人の体力測定結果の評価を行った。

「結果」

1) 対象者：男性 28 名（平均年齢 37 歳）女性 8 名（平均年齢 48 歳）

2) 肥満に関すること

BMI (Body Mass Index) : 男性 23.8 女性 21.9

腹囲 : 男性 83.3cm 女性 69.7cm

男性 85cm 以上の者 ; 34 歳以下 20.0% 35 歳以上 58.3%

3) 体力測定結果に関すること

男性は 35 歳以上では、反復横跳び（敏捷性）、長座位体前屈（柔軟性）、閉眼片足立ち（バランス）の各項目で 34 歳以下と比較して有意に測定結果が低下していた。

②健康教育

体力測定結果の考察とメタボリックシンドロームについて、保健所医師が講話を行った。その後保健師による健康相談を実施。

参加者：約 10 名

☆対象企業は全国に支社を持つグループ企業であるが、当該事務所は 5～20 人ほどの少人数事務所の集合体であり、産業医、産業保健スタッフはいない。本社からの指示に従い、一般・特殊健診、過重労働対策等は一定行われているが、健診後の保健指導が徹底されているわけではない。また、従業員は、現地採用者が少なく、全国規模で転勤する者が大部分であるため、市町村レベルでは地域住民という視点で継続的にフォローを行うのは困難であり、会社側の担当者も数年ごとに転勤するため、取り組みが蓄積されにくいようである。

3. 岩城組（馬路村）安全教育

内容：

建設業の現場監督者を対象に、労働衛生マネジメントシステムの導入を試みた。

具体的取り組み：

①職場の事故事例、ヒヤリハット事例についての整理を行い、どのような状況下での事故が多いかについて各自、自分の担当現場について考察を行う。

②労働衛生マネジメントシステムの考え方にに基づき、事故の起こる頻度と重傷度を検討する。

③各自が具体的な安全計画の策定を行う。

評価：

座学ではなく、グループ内でのディスカッションを行いながら、自分たちで自分たちの作業現場についての検討を行ったため、すぐに実際の取り組みにつながった。

若く経験の浅い労働者に対して、年長者が具体的な事例を通して指導を行う場面が見られ、今後事業所のスタッフを中心に取り組みを行う際の、基礎となっていくと考えられる。

☆対象事業所は従業員数約 20 名。地元村が国保診療所と連携し、メタボリックシンドロームについての取り組みをおこなってきているが、けがを中心に事故件数が多く、まずは安全対策にきちんと取り組もうとのことで、当該事業の実施となった。

事業主の理解もあり、今後は町内の他の建設業とも連携し取り組みを継続予定。

保健所としては、保健指導を切り口にするのが容易ではあるが、環境測定、安全教育等の切り口は事業所側のニーズが高いことから、取り組みをすすめやすい。

4. 蜂アナフィラキシー対策への取り組み

内容：

マルハナバチ・ミツバチを利用しているハウス農家を対象に、蜂アナフィラキシー対策としてエピネフリン自己注射の普及啓発を試みた。

具体的取り組み：

安芸農業振興センター、安芸地区農業協同組合と連携し、蜂アナフィラキシーについての正しい知識と情報を提供し、エピネフリン自己注射の広報を行うための講習を行った。また、安芸市内の農家全戸に配布される広報誌に蜂さされ対策に関する原稿を作成した。

☆環境保全型農業を推進するにあたり、ハウス農家はマルハナバチ・ミツバチを利用しているが、高知県農業技術課の調査によるとマルハナバチ・ミツバチ導入農家の78%に刺されの経験があり、15%は10回以上刺されていた。また、約12%に全身的なアナフィラキシー症状が疑われる者がいた。早急に安全対策が必要であったため、保健所を中心に取り組みを行った。

平成18年度 安芸地区勤労者健康づくり推進協議会 委員名簿

氏 名	役 職
大野 義文	安芸労働基準監督署 署長
橋本 邦夫	安芸・香美地域産業保健センター コーディネーター
杉本 慶平	室戸市商工会事務局 局長
(会長) 岡村 明彦	安芸商工会議所 専務理事
西尾 壽公	中芸地区商工支援センター 事務局長
大野 文生	芸西商工会 経営指導員
小原 知明	土佐あき農協 総務管理部 人事課長
田中 静夫	北川村森林組合 組合長
吉川 静光	安芸林業事務所 振興課長
杉本 章二	安芸保健所 保健監 (所長)
中川 博嗣	室戸市保健介護課 課長
岡宗 利明	健康福祉事務所 所長
浜田 豊年	東洋町健康福祉課 課長
中島 二男	奈半利町保健福祉課 課長
中野 伸夫	田野町保健福祉課 課長
西山 明広	安田町町民生活課 課長
田中 啓介	北川村住民課 課長
五藤 寿史	馬路村健康福祉課 課長
安岡 千晶	芸西村健康福祉課 課長

仙台市 働く市民の健康づくりネットワーク会議について

平成 18 年 11 月 22 日

仙台市健康増進課

1 ネットワーク会議設置の背景

- 平成 14 年 3 月「いきいき市民健康プラン」策定したが、働き盛りの健康課題が大きいため、重点分野のひとつにしたこと。
- 働き盛りの健康づくりを推進するためには、従来の地域保健の枠組みの中では困難であり、職域に関係する機関・団体と協力連携していく必要があったこと。

2 ネットワーク会議について

- 設置：平成 14 年 11 月
- 会議構成と所掌内容（別紙設置要綱参照）
- 活動状況 ネットワーク会議 年 1～2 回開催
事務局体制 仙台労働基準監督署・宮城社会保険事務局・仙台市
部会活動 課題に応じて部会を設置し検討

3 ネットワーク会議の主な取り組み

	取り組み内容	成果
H14 年度	○事業所における健康管理に関する調査実施 ・調査対象：50 人未満の事業所 3,000 件	○小規模事業所の実態把握 ・知られていない社会資源 ・職場の健康課題(メンタル/分煙/健診) ○情報提供作業部会設置 → お役立ちガイド作成(部会)普及
H15 年度	○事業所における喫煙対策状況調査実施 ・調査対象：市内事業所(事業規模毎抽出) ○小規模事業所のための健康管理セミナー ○いきいき市民健康プラン推進フォーラム 「広げよう!分煙の輪」 ○各関係機関の事業や日頃の活動を通して健康づくり啓発	○分煙対策状況把握 ・事業所規模と分煙率 ・中小企業では、10 人以下では 3 割強 → 職場の分煙化ガイドライン作成普及
H16 年度	○健康管理経営トップセミナー開催 ・メンタルヘルス/職場の喫煙対策	
H17 年度	○メンタルヘルスに対する啓発事業	○メンタルヘルス部会設置 ・相談機関・産業医等から実態把握 → 働く人のメンタルヘルスガイド作成普及
H18 年度	○いきいき市民健康プラン中間評価	

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」設置要綱

1 目的

「働く市民の健康づくりネットワーク会議」（以下ネットワーク会議）は、働く市民の健康づくりを推進するため、職域保健・地域保健の関係機関等が連携し、相互に補完及び調整しながら健康づくり活動の充実強化を図ることを目的に開催する。

2 ネットワーク会議の構成

ネットワーク会議の構成は以下のとおりとするが、構成機関は必要に応じ増減することができることとする。

(1) 職域保健関係

仙台労働基準監督署

独立行政法人労働者健康福祉機構宮城産業保健推進センター

塩釜地区地域産業保健センター仙台相談所

仙台商工会議所

宮城社会保険事務局

財団法人社会保険健康事業財団宮城県支部

健康保険組合連合会宮城連合会

(2) 地域保健関係

仙台市 仙台市保健所

(3) 関係団体

社団法人仙台市医師会

社団法人仙台歯科医師会

社団法人仙台市薬剤師会

社団法人宮城労働基準協会仙台支部

独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院勤労者予防医療センター

ネットワーク会議の議長は、委員の互選によるものとする。

また、特定事項を調査協議する必要がある場合は部会を設置することができる。

3 協議事項

ネットワーク会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 職域保健・地域保健の各関係機関および各関係団体間の相互協力のあり方についての検討や事業の実施について
- (2) 働く市民の健康づくりに関する各構成機関間での情報交換
- (3) その他働く市民の健康づくりに関すること

4 事務局

ネットワーク会議の事務局は、仙台労働基準監督署・宮城社会保険事務局・仙台市の合同事務局体制とする。

附 則

平成 14 年 11 月 12 日 制 定

平成 16 年 3 月 19 日 一部改正

平成 16 年 4 月 1 日 一部改正

2. 地域・職域連携推進事業実施要綱

1 目的

近年、国民の生命・健康を脅かす主疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するためには、個々人の主体的な健康づくりへの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査を基盤とする事後指導等の保健事業により健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有のみならず、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、保健事業を共有・展開することにより、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。

ただし、指定都市は、3（3）に掲げる事業を実施する場合に限る。

3 事業内容

（1）地域・職域連携協議会の設置

ア 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制による生涯を通じた継続的な保健サービスの提供・健康管理体制を整備・構築するため、地域・職域連携推進協議会を設けることとする。

イ 同協議会は、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条の基本方針（平成6年厚生省告示第374号）の第6の4及び健康増進法（平成14年法律第103号）第9条の健康診査等指針（平成16年厚生労働省告示第242号）の第3の7に掲げる事項を展開するための総合調整機関の役割を担うこととする。

ウ 同協議会は、（4）に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）からの幅広い参画を得て構成し、都道府県ごとに都道府県地域・職域連携推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）を設け、さらに、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の3第2項第1号の区域（以下「2次医療圏」という。）単位に2次医療圏地域・職域連携推進協議会（以下「2次医療圏協議会」という。）を設けることとする。

なお、地域・職域連携推進協議会の構成は多岐にわたることから、既存の協議機関（会議等）を活用して、同協議会として差し支えない。

エ 同協議会の設置、運営等に当たっては、国に所要の助言を求めることができる。

（2）都道府県協議会

ア 都道府県協議会は、管内の広域的な連携に関わる関係機関の代表者等により構成する。

イ 同協議会は、管内の地域・職域連携により実施する保健事業等（以下「連携事業等」という。）を企画・立案、実施・運営、評価等（以下「企画等」という。）する2次医療圏協議会の取組について広域的な調整を行うとともに、地域の保健事業関係者の育成を行うこととする。

ウ 事業実施に当たっては、地域特性を十分に勘案した上で、特に以下の事項を参考に協議を行い、管内の総合調整を行うこと。なお、医療保険者を中心とす

- る「保険者協議会」との適切な連携を図ること。
- ① 保健事業情報の交換及び健康情報の分析、共有等
 - ② 管内における健康課題の明確化
 - ③ 健康フォーラム等の各種行事の共同実施及び連携
 - ④ 研修会、セミナー等の共同実施
 - ⑤ 地域保健関係施設等の相互有効活用

(3) 2次医療圏協議会

- ア 2次医療圏協議会は、2次医療圏内の事業に関わる行政関係者、関係機関代表等により構成する。
- イ 同協議会は、地域における関係機関への情報提供と連絡調整、健診の実施状況等の健康情報の収集、健康意識調査等によるニーズの把握等を行うとともに、地域特性を活かした具体的な連携事業の企画等を行う。
- ウ 事業の実施に当たっては、次の事項を参考に連携事業の企画等を行うこと。
- ① 関係各機関における健康づくり事業及び保健事業の実態把握
地域保健及び職域保健の制度間の相違点を明確にし、相互に認識した上で、双方の健康づくり事業及び保健事業の実施状況を把握し、保健事業の活用を促進するためのマップを作成する。
 - ② 健康教育・健康相談等
健康管理体制が不十分と思われる小規模事業所等に対して、健康教育・健康相談等の実施方策を検討し、地域保健と連携した保健事業を実施。
 - ③ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導の実施
 - ④ 地域の特性に着目した健康課題に関する計画を双方の参画により策定
 - ⑤ 地域・職域連携を推進するための共同研修会や事例検討会等の開催や得意分野の講師の相互派遣
 - ⑥ 活動の普及啓発に関する事業
 - ⑦ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理
 - ⑧ その他の保健事業
- エ 同協議会には、具体的な保健事業等連携事業の企画等を行うために、保健事業等の共同実施に関する作業部会や社会資源の相互有効活用に関する作業部会等、所要の作業部会等を置くことができる。
- オ 作業部会は、2次医療圏協議会の構成員及び連携事業の実務担当者により構成する。なお、既存の会議等を活用して作業部会として差し支えない。

(4) 関係機関

- ア 地域保健関係機関
都道府県（保健所等）、市町村（保健センター等）等
- イ 職域保健関係機関
事業所、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、地方社会保険事務局、社会保険健康事業財団、社会保険協会、労働基準監督署、地域産業保健センター、商工会議所、農業・漁業協同組合等
- ウ その他関係機関等
医療機関（健診機関等）、労働衛生機関（予防医学協会等）、健康保持増進指導機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、国民健康保険団体連合会、学識経験者、住民や労働者の代表等

4 経費の負担

都道府県及び指定都市がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

5 その他

(1) 事業の実施に当たり、個人情報保護について関係法令等を遵守して最大限の配慮をすること。

(2) 次の各項目を参考に事業実施報告書を作成し、国に提出すること。

ア 協議会の運営及び実施状況

イ 連携事業の実施に係る問題点、課題等の抽出及び各項の措置状況（今後の予定、結果等）

ウ 地域・職域連携に伴う具体的な効果等の抽出

エ その他

3. 地域・職域連携支援検討会開催要綱

1 趣旨

明るく活力ある社会をつくるためには、国民の主体的な健康づくりへの取組と、地域・職域ぐるみで国民一人ひとりが生活習慣の改善等に取り組むことができる環境づくり及びそれらを支援するための保健事業による生涯を通じた継続的な健康づくり体制が重要である。

このため、平成17年度から、各都道府県において都道府県及び2次医療圏を単位とした「地域・職域連携推進協議会」が設置され、地域保健と職域保健で保健事業の共同実施や社会資源の有効活用を図る「地域・職域連携推進事業」が実施されている。

同協議会の設置・運営及び連携事業の実施・評価等については、平成17年度に開催した「地域・職域連携支援検討会」において、事業の円滑な実施を目的に現地支援を行い、その結果を参考にして地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂について検討したところである。

今後、本事業の全国的な実施を更に進めていくことが必要であることから、引き続き専門家から成る標記検討会を開催するものである。

2 事業内容

- (1) 都道府県等における「地域・職域連携推進協議会」の設置及び運営に対する支援
- (2) 地域・職域連携推進事業のガイドラインの改訂
- (3) 検討会構成員による各都道府県の現状に応じた助言等の支援

3 検討会構成員等

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとし、うち1人を座長とする。
- (2) 検討会の構成員の任期は、平成19年3月31日までとする。

4 その他

- (1) 検討会は、厚生労働省健康局総務課長が開催する。
- (2) 会議は公開とする。
- (3) 検討会の庶務は、健康局総務課保健指導室が担当する。

(別紙)

地域・職域連携支援検討会構成員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	役職
荒木田 美香子	大阪大学医学系研究科保健学専攻 総合ヘルスプロモーション科学講座教授
家保 英隆	高知県健康福祉部医療薬務課長
岡山 明	国立循環器病センター循環器病予防検診部長
河野 啓子	学校法人暁学園四日市看護医療大学設立準備室顧問
櫻井 尚子	弘前学院大学看護学部教授
津下 一代	あいち健康の森健康科学総合センター 副センター長兼健康開発部長
土肥 誠太郎	三井化学(株) 本社健康管理室長
永江 尚美	島根県健康福祉部健康推進課健康増進グループリーダー
錦戸 典子	東海大学健康科学部看護学科教授
堀江 正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学教授
松田 一美	社会保険健康事業財団保健部長
○吉田 勝美	聖マリアンナ医科大学予防医学教授

○ 印は座長
所属等は検討会発足時のもの